

桃井村広報

[第9号]

発行所 桃井村役場
 発行人 浅見和四郎
 編集人 善養寺宗一
 印刷所 マツダ印刷

農地制度と小作契約

一、農地制度とは何か

第一 農地制度は農業の一番大切な土台である

農地制度とは農地のありかた、農地のあり方とは田や畑の利用の方法(一毛作か、二毛作か、又は何をやるか)ではない。その農地を誰が所有し、誰が耕作しているのか、そして所有者と耕作者とは如何なる関係で結ばれているのか、つまり農地をめぐる人と人との間の所有及び利用の権利関係を云うのであり、このあり方の上に農業が営まれ、農民が生活し、そして発展していくことです。

第二 農地制度は永久不変のものではない

農業技術の進歩や世の中の発達に従い、古い農地制度は次第に時代にそわず、自然と新しい権利関係の制度へと変つていくことは過去の事実で明かです。即ち今迄の農地改革によつて、即ち今迄の農地改革によつて、主を発生させていた旧農地制度が打破られ、自ら耕作する者が農地を所有する自作農主義に変わり、現在ではこの制度の上で一切の農業政策が組立られ、農村社会が構成されています。

二、農地法における所有権と耕作権

第一 農地の所有権

1、所有権は絶対のものではない

所有権は人が物を支配する権利の中で一番強いものであるが、その考え方は戦前と戦後において

大変かわつています。即ち旧憲法では「日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サルルコトナシ公益ノ為メ必要ナル処分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル」と規定され正に所有権絶対であったが、新憲法によると「財産権は、これを侵してはならない。財産権の内容は公共の福祉に適合するよう内容に、法律でこれを定める。私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることが出来る」とされました。

この財産権には所有権のみならず、耕作権も含まれますが、その内容は、社会全体の利益に反しないように定められるというのであり、一般的にいうと個人の利益より社会の福祉の方が優先することを宣言しています。

2、農地法と公共の福祉

農地法は農地の所有権について「公共の福祉に適合するよう」に「定めた法律ですが、この公共の福祉とは何でしょうか。そ

れは農地法の第一条に明言されていることである。即ち農地の所有形態については、農地改革に引続いて寄生地的所有制を排除して、自作農的土地所有制の維持、推進を図ることを理想とし、農地は耕作者自ら所有すべきものとの前提に立つて、小作農の耕作権を保護し、小作料も統制して耕作者の地位の安定と農業生産力の増進を図るのを目的としています。従つて農地法を無視して、所有権絶対をふりまわすことは許されず、又このような考え方をこの法律は望んでいません。

第二 農地の耕作権

1、耕作権とは何か

耕作権とは、一定の農地を耕作するために、その農地を独占する権利であります。普通一般には一枚の田(畑)には一つの耕作権、一人の耕作権者しかいない。この権利がどれだけ安定しており、他の権利者に所有権に対してどれだけの強さをもっているのかということが耕作権の内容です。

2、農地法の耕作権

農地法では「賃借権、使用貸借による権利、永小作権、地上権又は質権」の民法上の用益権は勿論のこと、これ等の権利以外でも耕作と云う方法で土地を使用収益することを内容とするすべての権利を耕作権としています。然しながらこれ等の権利も、農地法による所定の手續により、許可を受けて設定された

場合、初めて耕作権として保護されるのです。

第三 耕作権保護の実体

- 1、小作地の所有権はその耕作者以外の人が取得することとは出来ない。
- 2、賃借権は土地の引渡しによつて対抗力をもつ。
- 3、賃借権のある小作地は勝手に引上げることが出来ない。
- 4、小作料は勝手にきめることは出来ない。

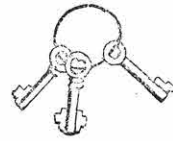
右のように農地法により保護されることになっていますが、これは何れも農業委員会の許可を受けて、正式に契約書を取交わしている場合だけです。

第四 小作契約書の書換

昭和三十四年は大部分の小作契約期間満了の年です。この必要のある方は、地主、小作者が農業委員会の事務局へ同行して小作契約更新の手續きをして下さい。尚、その時は旧契約書に料金を三〇円(内印紙代二〇円)添え認印を持参して下さい。



歳末から年始かけての防犯



年末から正月にかけて何となく気ぜわしく、また何となく浮かれた気分にもなり勝ちです。こんなときこそあき巢、すり、万引等のかせぎどきです。そこで警察では防犯委員会や消防団等広く県民のみなさんにご協力願って、年末から年始にかけての防犯運動を強力に展開して居ります。各家庭におかれましても十分ご注意のうえ被害にかからないようにいたしましょう。

いそがしさにつけこむ
お正月で一家連れ立って買物や外出などの留守をねらって、あき巢が活躍します。ちよつとそこまでするって戸締りしないので買物に出かけた間に、大事な着物や現金までごっそり持って

あき巢
行かれたという例が少くありません。あき巢やしのび込みは戸締りさえ完全ならほとんど防止できるのです。次のことから防犯の原則です。次のことから守ってくれぐれも用心して下さい。

- 留守はきんもつ 留守にするときはかぎをかけて、近所の人によく頼んで出かけること。
- 戸締りは完全に 寝る前と留守にするときにもう一度よく戸締りを確かめるようにしましょう。
- 外は明るく中は暗く 荒された現場はそのままにして派出所、駐在所へ届けましょう。

混雑をならうすり
これから大売出しで町はにぎわい、特価品売場、乗物、映画館など混雑するところはすりのかせぎ場です。買物かご等からさいふがのぞいているのを見かけます。貴重品はしっかり身につけ、すきをつくらぬようにしまししょう。被害は男女とも二十代がトップで、とくに女性が多くねらわれ、二十代の女性はスタイルなど服装に気をとり、警戒心がうすいからやりよ

農業委員 選挙人名簿の縦覧

昭和三十三年十二月一日現在で調製した本村農業委員会委員選挙人名簿を昭和三十四年一月二十日から十五日間、毎日本村役場にて自由に御覧になれます

から、多数縦覧されますよう、又此の間に脱漏誤載等ありましたら至急選挙委員会に申し出て下さい。

委員より 教育会だより

日教組桃井分会 勤評反対運動

九・一五日統一行動
学校長を始め村民各位の熱心な説得と職員各位の良識により突入回避 桃井、相馬四校共無事止常の授業を行うことが出来ました。

一〇・二八日統一行動
前日放課後各校教頭を除き全員休職届を提出し、校長は直に不許可を言渡しましたが、一斉退場、急拠委員会、文教委員会を開き、校長の参集を求め、明日の勤務命令書を作製、全夜及び翌早朝手分けで職員の家宅に届けましたが、大抵不在、家族はその受領を拒みませんでした。当日は相当数の帰校者もありましたが、若干の突入者もあつた様であります。たまたま農繁休暇に入っておりましたので、授業に実害のなかつたのは不幸中の幸でありました。

一一・一〇日の統一行動
十二月九日の放課後長尾村の体育館で、校長交渉をやることとし教頭以外全員出かけた様でありました。数日来狩野教頭(当時桃井分会長)と連絡をとって居たのですが全氏により今度は大丈夫らしいと云う情報を受けましたので安心して居りました。四・五名の脱出者を除き他は全部渡川の大谷旅館に宿泊、帰校できず、十日伊香保会館の大会に参加、桃中は校長外二名、桃小は校長外六名の出勤、他は全部無届欠席、職場放棄が出来ませんでした。直にPTAの役員、教育委員、文教委員の参集を求め、校長を加えて対策協議をいたしまして午前中自習、午後授業打ち切りの処置をとつた訳であります。

一方相馬小は校長、教頭だけ相馬中は校長外二名で之又正常の授業を行うことが出来ませんでした。文教行政をあずかる教育委員会として、まことに申訳ありません。桃井校の職員は午後四時前後揃って帰校いたしました。小学校の先生は校長に迷惑をおかけしましたと挨拶をしたさうであります。

各商店とも売出しなどで大変なことでしょう。ところでお客

要望書

一、今後絶対に職場放棄をしないで欲しい。
二、出来得れば日教組の擧措より開放され自主的な教育に専念して欲しい。
三、法精神に徹して欲しい。
全日はオルグが八名許り来まして三・四時間おりましたので回答はおくれましたが、八時半頃になり桃小狩野教頭、千木良先生、桃中羽鳥教頭、安田甚一先生四名が教育を守る会の正副会長に面接、本日の要望書は全面的に受けました。その承諾を報告いたしました。但し千木良先生は日教組を脱退すると研修が出来ないから、日教組は脱退いたしませんとつけ加えま

教育を守る会の大会

にまじって万引の目が光っていることを忘れないで下さい。万引を防ぐには店内を明るく、見通しのきくところに店員をおくことです。
(小池部長)

た。一方相馬小中の場合も父兄会の数次の話し合の結果、十六日に到り個々の先生より、「今後職場放棄はいたしません」

未帰還者の全国一斉調査開始

終戦後既に十三年を経過した今日、なお全国で約三万数千名群馬県としても六百名近くの人々が中共、ソ連、北鮮等の地域及び南方の諸地域に、未帰還同胞として残っています。

これら未帰還者の消息調査には、既に帰還された方々を始めとして関係諸団体の皆様御協力を得て、政府や県、郡、市町村の関係者が非常な努力を払って到っているが、その生死が判明するに到らない者が非常に多く、留守家族の皆々に対しては、この上もないお気の毒な次第です。其為には未帰還者の方々の消息を一日も早く解明することが現下の急務であるので、政府はこの度各種の調査手段を講ずることになったが、国内調査では終戦後の帰還者全員を対象に未帰還者の全国一斉調査が十二月市町村の御理解と御協力を切にお願い申し上げます。

と云う意味の誓約書を父兄代表に差し出しました。雨降って地固る結果となつてくれと念じつゝ御報告いたします。

一、未帰還者連名簿は十二月上旬市町村役場から送付します。連名簿は、「群馬県未帰還者連名簿」と

交通事故をなくしましょう

年末年始は学校の休日が多くなると共に、酔っ払いも多く、特徴である。このため年末年始の事故は子供や酔っ払いに関係ある交通事故が最も多く、特に最近においては、逃げの自動車事故が各地で発生しています。この間桃井村でも発生しました。この事故の被害者とは、この誰に轢かれたのかもわからず悲惨な結果になっています。轢迷をさすような者は極徳上からも許せぬ。警察ではこのような悪質な運転手は特に徹底した捜査をなすと共に厳重処分をする方針でございまして、これには一般市民皆様の協力がどうしても必要であります。このような事故の場合には被害者が届出ること

「厚生省全国未帰還者連名簿」の二通(どちらか一通だけのもの)もあり、それぞれ回答用紙が付してあります。二、送付した連名簿は両者とも十分に御覧戴き、未帰還者の消息資料を回答用紙に記入し御提出方をお願いします。三、回答用紙はなるべく早く市町村役場(厚生課)に提出して下さい。資料のない回答用紙も右に準じ必ず御提出下さい。尚住所、氏名も御記入願います。

だが被害者の殆んどは負傷により届出が出来なかつたり、驚いて状況がよくわからなかつたりするので、どうしても目撃者の協力が必要になってくるのです。そこで事故の状況を見た人は、自分が被害者になった時のことを考えると共に、子供を持つ親達は次のことに注意して事故が発生したら早く警察に連絡するようお願いいたします。一、轢迷事故があった場合は、い、どんな車か、型や色について。二、車の番号は何号か、全部わからぬ時は特に末尾が大切。三、運転手や乗っていた人の人相着衣と荷物の状況。四、轢迷車両の進行路等。五、子を持つ親の注意事項は、イ、道を横切るときはななめに横切らず、まず右と左の安全をたしかめ、まっすく渡る。六、お買物や所用でお出か

けのときには、お子さんの手を放さないこと。ハ、年末年始は羽つき、ま子供の一人遊びは特に注意する。ちよつとした際に、おもて遊んでいた坊やがトラックにひかれたと云う事故があります。事故が起きてからでは間に合いません。楽しいお正月を病院で迎え過すようなことのないようお互い注意し合つて、事故のない明るい毎日を送りましょう。(山子田駐在所)

補償工事土木事業お知らせ

十一月月中旬から唐沢川一工区、染谷川四工区、八幡川二工区の河川護岸工事がなされて居りますが、村民皆様の御協力の下順調に進捗して居りますことは喜びに耐えません。又十一月末桃泉大平線(桃泉直線道路)が入札され、手前を篠原工業、奥を北部土建共に、川の業者が落札し、三面コンクリート片側溝巾三、五米規準の砂利道が出来ることとなり、しばらく工期は来春三月末で、仕上げた通行に支障があると思いましたが御了承を願います。間近に又八幡川下流が五工区に分けられ、一本松まで出来る予定で、完工の上はお互に保全に意を注ぐ様お願いします。県工事として長岡小林沢西自害沢に砂防堰堤工事が為されて

自転車防犯登録制実施について

居りますが、地元皆様の御理解ある御協力を得て立派な完工を念願致します。以上十五カ所の大略工事費五千万円です。

- 1、自転車及び一二五cc以下の原動機付自転車を登録して盗難紛失を予防するとともに、被害の回復を容易にする目的から県下一斉にこの登録制度を実施することになりました。2、そしてその登録手続きは各自転車店で行うことになりました。3、この登録はあくまで任意のものであります。前にも申し上げましたようにお互い盗難防止の為にとられる措置ですから御協力下さるようお願いいたします。4、登録区分日時等については後日関係方面と連絡決定次第改めて連絡いたしますが、既にお持ちになって居る方々の登録は二月一日から二月二十八日までの間に一斉登録することになっております。以上登録制度の概略を説明しましたから御協力下さるようお願い致します。



医療費の推移

| 月別 | 療養の給付費用額 | | 療養費 (主として) 骨接ぎ | 計 | 百分比 |
|----|-----------|---------|----------------------|-----------|-------|
| | 一般医 | 歯科医 | | | |
| 4 | 514.861 | 153.725 | 9.341 | 677.927 | — |
| 5 | 668.822 | 123.039 | 23.154 | 815.015 | 100 |
| 6 | 606.626 | 89.502 | 13.140 | 709.268 | 87 |
| 7 | 738.033 | 115.569 | 6.099 | 859.701 | 105.5 |
| 8 | 756.519 | 156.964 | 8.883 | 922.366 | 113.2 |
| 9 | 671.916 | 157.840 | 75.154 | 904.910 | 111 |
| 10 | 845.298 | 157.192 | 12.082 | 1,014.572 | 124.5 |
| 計 | 4,802.075 | 953.831 | 147.853 | 5,903.759 | |

註 (イ) 4月分は請求洩れがあるため5月を100とした。
 (ロ) 10月より点数表の改正が行われたため2割程度上昇したとみられるが1ヵ月だけでは分らない。猶国保開始前はこれらの費用額の全部を個人で負担していた。

病類別件数及び比率 (4~8月)

| 分類 | 件数 | 割合 | 備考 |
|----------------------------------|-------|-------|--|
| 一、伝染病、寄生虫病 | 一三九 | 〇、二 | うち結核六三件 |
| 二、アレルギー性疾患、内分、分泌系の疾患、物質代謝及び栄養の疾患 | 九〇 | 一、八七 | |
| 三、血病及び造血器の疾患 | 一〇 | 〇、〇二 | |
| 四、精神病、精神神経症及び人格異常 | 二九 | 〇、六一 | |
| 五、神経及び感覚器の疾患 | 四七六 | 九、八九 | 視器の疾患二〇九件、聴器の疾患一五八件、中枢神経の血管損傷三件、四件 |
| 六、循環器系の疾患 | 六九一 | 一四、三七 | |
| 七、呼吸器系の疾患 | 一六九 | 三、七 | |
| 八、消化器系の疾患 | 七〇六 | 三五、四四 | 歯科は九七四件で断然トツプを占め胃及び十二指腸の疾患三四二件、盲腸炎は五〇五件である |
| 九、泌尿器系の疾患 | 二一四 | 四、四五 | |
| 十、正帯分娩並びに妊娠分娩及び皮膚病の合併症 | 一〇〇 | 二、〇八 | 婦人科は一五五件である |
| 十一、骨及び運動器の疾患 | 四三九 | 九、一一 | |
| 十二、先天奇形及び新生児の主要症状 | 三三五 | 六、九二 | |
| 十三、先天的奇形及び新生児の主要症状 | 二七五 | 四、六二 | |
| 十四、先天的奇形及び新生児の主要症状 | 三九一 | 六、六二 | |
| 十五、先天的奇形及び新生児の主要症状 | 二七五 | 四、六二 | |
| 十六、先天的奇形及び新生児の主要症状 | 三九一 | 六、六二 | |
| 計 | 八、一四一 | 一〇〇 | 主としてほねつき |

1、患者数では消化器(歯科も含んでいるが)が最も多い。
 2、高血圧の様な循環器系や中枢神経の血管損傷等それ程多いことはない。

国保の窓

従来県内の療養担当者が、県内の場合必ず受診を提示して治療を受けられる様おねがい致します。猶出生、死亡、転出、転入等被保険者に異動の場合には必ず受診証と印鑑御持参の上届出をされる様併せておねがい致します。

療養費の取扱いについて

桃井村国民健康保険 給付規則抜粋

第五条 療養費支給申請書には療養に要した費用に関する証憑書類を添えなければならぬ。
 第六条 前条の規定による療養費の支給を受ける場合には、あらかじめこの村の承認を受けなければならない。

ベストセラーの 避妊読本

ここ数年、中国では数多くの若者がつきつと結婚して、人口の増加率は非常に高くなっている。例えば北京だけでも十分間に数人の増加。これは政府も驚いた。そこでは政府も驚いた。そこでは政府も驚いた。そこでは政府も驚いた。

体によくはないというので取止め今度は晩婚を奨励し、男子は二十八才、女子は二十四才迄結婚という運動を青年団員を動員して行い、或る程度の成果をあげた。所がなんと、人口増加の一歩欲しいのは農村なので晩婚手段では問題を解決しない。と判断した政府は、膨大な資金を出して避妊方法の宣伝を始めました。避妊することのよい点を具体的に説明した幻灯、写真、映画、絵本が多量に作られると共に、避妊経験を紹介したものも作られ、展覧会が二ヵ月近くに亘って開かれ、数百万人を動員したといわれている。出版された避妊関係の書籍は、男女避妊器具の使用法とその利点などを数日、数週間、数ヶ月、発売後増版に増版を重ねて、今なおベストセラーとなっている。

メートル法 完全実施法

愈々本年元旦より全国一斉にメートル法が実施され、すべての売買は尺貫法では出来ません。習うより早く慣れましょう。

桃井村広報

[第10号]

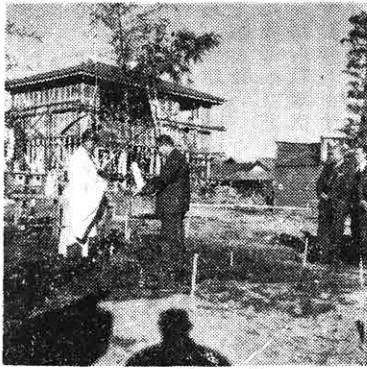
発行所 桃井村役場
発行人 浅見和四郎
編集人 善養寺宗一
印刷所 マツダ印刷

役場庁舎建築

鉄筋コンクリート三階建

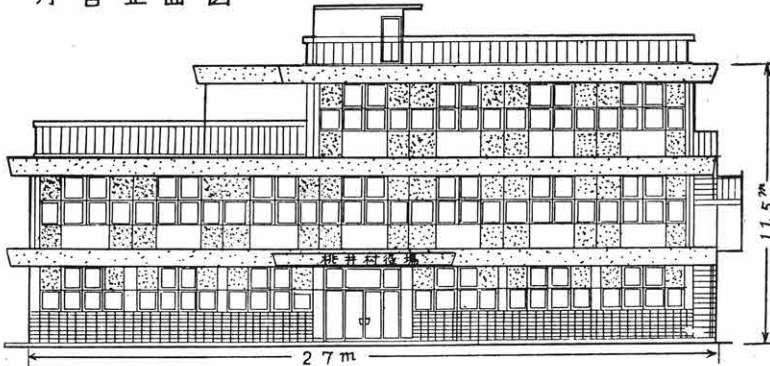
兼ねて懸案であった本村役場庁舎も村民各位の協力を得て愈々本決りとなり、旧役場跡に、鉄筋コンクリート三階建延坪約二百五十坪とし総工費約一千五百万円で建築する事となりました。そして去る二月十二日起工式並に地鎮祭を執行いたしました。設計者は前橋市天川原の福島一級建築士事務所、工事請負者は前橋市の前橋土建株式会社で施行することとなり、竣工は

本年七月末の予定であります。次に本村に於ては中学校を統合し教育の一貫性を計ることとなつた。位置は新井の舗装十字路の北約百米、道路の西側で用地の買収も殆ど済み昭和三十五年



地鎮祭 予定であります。どうぞ皆様と御協力をお願いいたします。

庁舎正面図



税務

昭和33年分に適用されるべき所得税法の改正点をお知らせいたします。
基礎控除額 90,000円
扶養控除額
第一順位 50,000円
第二第三 25,000円
第四順位以下
1人につき 15,000円

昭和33年分所得税の

確定申告期限は

本年に限り臨時特例で

3月16日に延期されま

した

陸上自衛隊相馬ヶ原に移駐

種々の問題を投げた米軍接收地、相馬ヶ原が我が国に返還となり愈々陸上自衛隊の駐屯地と決まりましたことは御存じの通りです。之に伴い昨年十月、先遣隊の移駐続いて本年三月愈々本隊の特車大隊及び施設隊併せて約八百名が移駐する事になりました。待望の自衛隊誘致も此処に実現を見る運びとなり喜びに耐えません。

之に付いて、村当局は勿論村民各位に大いに協力して戴き共に共存共栄の実を挙げるべくお願いする次第です。次に一、二申しますと、
一、住宅問題について
本隊移駐で不足住宅約二百戸です。村当局も本年度約二十戸を三月末までに柳沢寺前に建設中ですが到底これを以って充足出来るものではありません。従って一般村民皆様方の御理解と御協力を得るが目的に副うよう御願います。

二、隊員について
隊員は本県人が多いよう聞き及びますがそれでも北は北海道から南は九州までの人が居ります。兎角言葉の不案内等よりいざこざを起さぬとも限りませぬ。特に若き隊員に対しては親心を以って可愛がり外出時等帰営に遅れる事のないよう御指導下さい。

三、相馬ヶ原演習場使用について
本隊移駐に伴い演習場使用は以前にも増して激しくなるものと思えます。各区長さん宛に出す回覧は速かに区民に周知下さる事故を起さぬよう御協力下さい。

大字の区域と地番号

変更のおしらせ

本年一月一日日本村に編入された新田下、中区は、二月十日から、大字広馬場に編入し、字名を宿と改め、これにもなつて地番号が変更されました。なお行政区は、第一九区として発足します。

国民健康保険法の改正

国民健康保険法及び国民健康保険法施行法は去る第三十一国会において成立、昭和三十三年十二月二十七日公布、本年一月一日から施行されました。

新国民健康保険法は昭和十三年に創設されて以来二十年の間一般国民の医療保険としてその使命をはたしてきた国民健康保険制度を全面的に改正し市町村の国民健康保険実施義務の法定被保険者資格の明確化、保険給付内容の引上げ、療養担当者制度の整備充実、診療報酬審査機構の整備等を是かかったもので国民皆保険を達成するうえに最も重要な役割をはたすばかりでなく将来の医療保障制度の中核として非常

1月の人口異動（新田地区合併）

| 調査項目 種別 | 前月 末数 | 増加 状況 | | | 減少 状況 | | | 本月 末数 |
|------------|----------|-------|----|-----|-------|----|----|----------|
| | | 転入 | 出生 | 計 | 転出 | 死亡 | 計 | |
| 人 | | | | | | | | |
| 男 | 3649 | 188 | 12 | 200 | 9 | 3 | 12 | 3837 |
| 女 | 3973 | 217 | 7 | 224 | 14 | 5 | 19 | 4178 |
| 計 | 7622 | 405 | 19 | 404 | 23 | 8 | 31 | 8015 |
| 口 | | | | | | | | |
| 世帯 | 1299 | 57 | | 57 | 0 | 0 | 0 | 1356 |

に重要な意義をもつものです。この法律にはいろいろと経過規定（原則に対する例外）が設けられており全面実施となるのは昭和三十六年四月からであります。これまでと変わった事項のうち、さしあたって必要と思われることがらについて記して置きます。

一、被保険者について

被保険者は従来その市町村の区域内の世帯主及びその世帯に属するもの、と定められていま

したが新法では市町村の区域内に住所を有するもの、と定められたこと、なお親もとをはなれて修学中の学生であつて修学という事情がないとすれば親もとに住所を有し、その世帯に属すると認められるものについては、親もとに住所を有し親もとの世帯に属するものとみなされたこと。

生活保護法（この中には生活扶助、教育扶助、医療扶助等七種類がある）の規定による被保護者となつて三月を経過した者は国民健康保険の被保険者の資格を失ふことになりす。従来は生活扶助を受ける者のみ除いていた）但し新法が施行された一月一日、現に療養の給付を受けていた場合はその疾病や負傷及びこれによつて発生した疾病に關してその者の被保険者資格喪失後も引續いて療養の給付を受けられることになつております。

▲保険給付について

従来給付外としていた看護、移送についても制限を撤廃されることとなり、これを受ける場合は医師または歯科医師の意見をきくものとされています。療養の給付を受ける期間は従来転帰（治癒又は死亡）まで、が新法は三年となりました。

これは療養の給付期間をある程度以上に延ばすと国民健康保険による利益が長期疾病の患者等

特定の少数被保険者に集中してしまふ弊害がおりやすいためこのような弊害を除くため給付期間を他の社会保険同様三年とする事になったといわれます。

学校組合立相馬小(中)学校の誕生

昨年度の相馬小(中)学校の学校管理については御心配かけしておりましたが、今般向村長の協議を各議会で承認議決直に知事になりましたが二月十三日付で認可となりました。左記に協議書、議会構成、教育委員会等書記述して御協力を願ひ度いと存じます。

相馬小中学校桃井小学校に係る教育事務等の管理及び執行に關する協議書

記

相馬小(中)学校及び桃井小中学校の設置及び管理並に之れに關する教育事務(就学に關する事務を除く)の管理及び執行は昭和三十三年三月三十一日迄の間、別紙規約の通り学校組合を設けて行つものとする。

昭和三十四年一月二十四日
箕郷町々長 清水初五郎
桃井村長 浅見和四郎

別紙
箕郷町桃井村学校組合規約
(組合の名称)

第一条、この組合(以下組合と云う)は算郷町桃井村学校組合と云う

(組合を組織する町村)
第二条、組合は、箕郷町及び桃井村(以下「関係町村」と云う)を以つて組織する。

(組合の共同処理する事務)
第三条、組合は学校組合立相馬小学校及び、全相馬中学校を設置及び管理し、並に之に關する教育事務(就学に關する事務を除く)を管理及び執行する。

(事務所の位置)
第四条、組合の事務所は桃井村役場に置く。

(組合の議会)
第五条、組合に議会を置き、その議員の定数は六人とする。

2. 前項の議員の關係町村ごとの定数は箕郷町三、桃井村三とする。

(議員の選挙)
第六条、組合議会の議員(以下議員と云う)は關係町村の議会において当該町村の議員のうちから選挙する。

(議長、副議長及び議員の任期等)
第七条、組合議会に、議長及び副議長一人を置き、組合議会

において選挙する。
 2. 組合議会の議長、副議長及び議員の任期は組合の存続期間とする。
 (管理者、助役及び収入役)
 第八条、組合に管理者、助役及び収入役をおく。
 2. 管理者は桃井村々長をもって充る。
 3. 助役は箕郷町々長をもって充る。
 4. 収入役は、桃井村収入役をもって充る。
 5. 管理者、助役、収入役の任期は組合の存続期間とする。
 (教育委員会)
 第九条、組合の教育委員会の組織及び運営については、地方教育行政の組織及び組織運営に関する法律(昭和三十一年法律百六十二号)その他関係法令の定める所による。
 (吏員その他の職員)
 第十条、組合に必要な吏員及び其の他の職員を置き、管理者が任免する。
 (管理者、助役、収入役その他職員の職務)
 第十一条、管理者は組合を統括し代表する。
 2. 助役は管理者を補佐し、管理者に事故がある時、又は管理者が欠けたる時は、その職務を代理する。
 3. 収入役は、組合の出納、その他会計事務を掌理する。

4. 吏員その他の職員は上司の命を受けて事務を処理する。
 (経費の支弁方法)
 第十二条、組合の経費は、関係町村の負担金其の他の収入をもって充てる。
 (経費の分財区分)
 第十三条、前条の負担金に関する関係町村の分財区分は、関係町村の長及び教育長が協議して定める。
 (補則)
 第十三条、この規約の施行に關して必要な事項は、組合議会の議決を経て、管理者が決める。

附則
 1. この規約は、公布の日から施行し、昭和三十二年三月三十日から適用する。
 2. この規約は昭和三十四年三月三十一日(協議書の通り)で消滅する。
 右の協議書及び規約の議決は当該教育委員会の同意を求めた上両町村共一月末に行われ、直に認可申請を提出し、二月十三日付左記の通り認可となる。
 群馬県指令地第一五九号
 北群馬郡桃井村
 昭和三十四年二月六日付発第三七四号で申請のあった箕郷町桃井村学校の設置の件は許可す。

昭和三十四年二月十三日
 群馬県知事 竹腰俊蔵

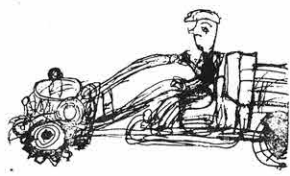
教育委員会

中学校の統合について

そこで管理者は二月十六日議会将を召集し所要の議決を行ない、全日教育委員の任命も行われ、教育委員会は教育長の選任をなし、極めて短命の機関ではあるが、適用が前年に逆及するため、三十二年度の卒業生も含めて、完全な卒業証書が出る訳です。
 二月十六日、桃井村教育委員会が招集され、
 一、中学校の統合については学校組合立相馬中学校の運営期間が昭和三十四年三月三十一日限りで終了するので三十四年度新学期より旧相馬桃井合併地区の生徒約百五十名本村に統合収容することになるのでこれが統合を議決いたしました。
 二、中学校新築について右の事情により、今の中学校校舎は狭隘をつげるので合併三原則の一たる中学校の新築を当局に要請する議決を行い、直に村長、議長宛に送附いたしました。

1 2 国庫補助
 1 2 起債
 不足分は其の他
 五、外体育館二〇〇坪八百万円を要する見込です。

自転車は交通の妨害にならないように置きましよう



また、商店の方にお願いしたいことは店の自転車やお客さんの自転車を交通の妨害にならないように正しく整理し、店先の交通がいつもスムーズに流れるようにしていただきたいと存じます。
 お互いが気をつけあってみんなの道路を、できるだけ広く使えるようにいたしましょう。

自衛官海志願案内

昭和三十四年度自衛官第一次募集が次の通り行われます。
 願書受付 三月一日から四月十五日まで
 志願票等役場にありますが細部は役場及び群馬地方連絡所に御問い合わせ下さい。

一、規模の概要は
 普通教室 十二
 特別教室 十二
 其他附属教室
 延坪約八百坪(一坪一、八平方米)
 二、構造 鉄筋
 三、経費 四千叁百万円(坪当り五四、〇〇〇)
 四、財源 対照面積に対し

湿田の秋落ち対策

湿田では、水稲はよく根腐れをおこして、比較的養分に富んでいる田でも、排水が不良ですと、水稲の根をいためる誘因となります。そこで、土地改良による根本的な対策が望めないようでしたら、次のようにして下さい。①根腐れの原因となる材料を入れないこと。つまり、硫酸根肥料や未熟堆肥の施用をやめ無硫酸根肥料だけを施すようにすること。②積極的に酸素を導入できる栽培法をとり入れること。つまり畦立てや培土すること。③珪カル施用と窒素、カリ分を種肥に用いること。④抵抗性品種を供試すること。などです。左の表は試験場で行った成績ですから、該当田のある方はよい参考とされた

| 区別 | 玄米重 | ワラ重 | 玄米 | ワラ | 収量比 |
|---------|-------|------|----|-------|-------|
| 硫酸根肥料区 | 九六、五 | 二二、三 | 八 | 九三、五 | 九、二 |
| 無硫酸根肥料区 | 一〇三、二 | 二二、四 | 六 | 一〇〇、〇 | 一一〇、〇 |
| 畦立栽培区 | 一一一、一 | 一四、〇 | 四 | 一〇九、六 | 一〇四、〇 |
| 珪カル施行区 | 一〇三、四 | 二二、六 | 一 | 一〇〇、三 | 一〇一、四 |

即席豆腐のつくり方

この即席豆腐の特色は、いつでも必要なときに必要なだけ、一丁でも、二丁でもつくれることと、安くできることです。そのつくりかたは、まず、大豆を粉にしておきます。粉にした大豆は、夏なら一カ月、冬なら三カ月は貯蔵できますから、あらかじめ、粉にしておくことと便利でこの粉を、水の中で布袋でこして豆乳をつくりませんが、なるべく濃くつくります。つぎに、豆乳を釜に入れて煮ますが、泡がでないように、食用油を少し入れます。よく煮えたら、豆乳の二割位の苦汁を二〜三回にわけて入れ、よくかきまぜます。そして、これを小さな穴を沢山あけた箱に、中に布を敷い

て流しこみ、上からフタを押しつけます。こうしておいて、冷えて固まりましたら、水の中で、大へん経済的ですからおたで、箱の中から取りだします。(農業委員会)

珍名くらべ

★どれだけ読めますか★

- | | | | |
|-----|------|-----|------|
| 砂金 | すなご | 祝部 | はぶり |
| 垣内田 | かきつだ | 祖母井 | ふばがい |
| 指宿 | いぶすき | 食満 | けま |
| 魚返 | おかえり | 設楽 | しだら |
| 舎人 | とねり | 妹尾 | せのお |

世界

小説



二世紀後に宇宙移民時代

ワシントンの弁護士で国際宇宙航行連盟の会長をしているマンドルー、ヘイリー氏は世界が人口過剰に悩むことにはないが次のように語った。この地球だけで今後二世紀の間は、たとえ現在の三〇億から一、〇〇〇億に増えたとしても自給自足ができる。そしてこの二世紀が終る頃、宇宙船がおそらく毎日何百回かの航行をしながら一万人ずつ他の惑星に移住者を運んで行くだろう。これら宇宙船は光の三分の一の速度で飛び、離陸や加速の遅滞を計算に入れても火星や金星に数時間で到着するし一番近い恒星に約一、二年で旅行が出来ることだ。

人口授精児は四万

人工授精はその道徳上の疑点から一時イギリスで物議をかもししたが、一体この「科学的な受胎法」はどのくらい利用されているのだろうか？ このほどフイラデルフィアの計画出産協会のエドマンドフアリス博士が語ったところによると今日のアメリカの子供のうち三万人ないし四万人が人工授精により受胎されたものだという。

私の家は

どうだろうか

いまの農家のすがたは、徳川時代の初期から中期にかけて固定したといわれます。もちろんその後電気もはいたり、ガラスやセメントなども使われ、台所の改善などができたところもありますが、根本的なすがたはあまり変わってはいないようです。これは農業経営の形が昔からほとんど変わっていないことに原因すると思われるが、近ごろ新築されたり増築される農家をみても、昔どおりの間取りの家をみかけることがあります。

住宅の役目―住宅はもともと外界から人間を守るために作られた容器です。その意味では住宅は衣服と同じような役目を果たしています。住宅が悪ければ健康を害したり、働きがにぶつたり、家族の人格が破壊されたりします。戦後十三年、衣食はずいぶん楽になりましたが、残る住宅問題はまだまだといったところ。この際農村の住宅改造について考えてみるのもむだではないでしょう。

家相と慣習―建物の配置をきめるのによく家相を持出す人がいます。家相というのは千年ほど前に大陸から伝わった考えですが、いまだ家相を信じて日

常の利便を犠牲にするのは、病気のとき医者を頼まず、加持祈とうにたよると同じです。

また家を新築するとき、近所はみんなこうだからという考えできめられやすいものですが、変った家を作れることを禁止されていく徳川時代ならともかく現代の農民なら、めいめい住みよく使いたい農家を作りたいものです。本家にえんりよする考え方もおかしなものです。

とくに農家の主婦は、住居の構造が適当かどうか、大きな関心を持っているはずで、「自分だけがまんすればい」という古い考えは、「新しい農家の誕生をはぐむもの」といえますし、

古い農家の欠点―欠点を知ることには改善すべき点を知ることであり、改造の前提です。古い形の農家にどんな欠点があるか、気のつくまゝにひろってみましょう。

① 間取りが家族本位にできていない。大部分の農家が客間を日当りのよい南側におき、暗くて寒い北側に寝室をおいています。客間はたまにしか使わないやですし、寝室は毎日使うへやです。住居はまず、家族の休息や団らん、勉強に都合よくあってほしいものです。

② へやの独立性がない。たいの農家が独立した夫婦の寝

室を持たず、子供の勉強へやも持ちません。ひろいへやはあつても押入れが少なくて整理がつかなくなったり、若夫婦がくつろいで話をすることもできないといった状況です。

③ 目のみだけの台所。農家でよく目につくのは、たゞ広いだけの台所です。主婦はあちらへ十歩、こちらへ二十歩と、一日には何軒も歩く計算になり、煙が出放しのかまど、不便な井戸、ひどいになると台所のとなりが牛小屋で、ほこりもはえも、一直線という家さえあるようです。

④ 屋外の便所。ふたも何もないのがあります。衛生的にも感じません。それに肥料として使う場合も大切な窒素分が逃げてしまします。

以上ちょっと考えても改造改善すべき点は大変あります。

公民館便り

公民館講座

公民館運営委員会で計画された公民館の教養講座は一月十七日、柳沢寺の小川師を講師助言者に迎え、その才一回を開講いたしました。同月のテーマは青少年の問題が主となり母の親達の間で活発な意見の発表があり、講師の適切な助言があ

りまして、大変有益でした。今月は年輩の方が多く若い人達の参加が少ないのでおしまれておりました。

才二回は二月十七日、午後一時より開講、主として女子青年を対照といたしまして御指導をお願いしました。農村と現代生活をテーマとし、何故農村青年が村の生活に満足出来ないか、その現実はどうな風に解決しなければならぬか等についての指導助言が行われました。当日富沢久三郎氏の御出席がありました。農村処世訓とも云うべき御指導のあったのは有益なことであります。

本講座は毎月十七日午後開講の予定です。村民各層からの御参加をよろしくお願いいたします。

産業講座
産業講座才一回は一月三十一日椎茸栽培の研究講座が開かれました。講師は全国椎茸農協常任理事清水次郎氏及桐生森産業の金成明技師で参会四十名余、農山村に於ける椎茸産業の地位、特に本県が全国的に大変進歩して居る話、スライドを通しての上手な栽培の技術等について、夕刻に至る迄熱心に受講しました。本村に於ても此の道のペテランも相当居りますので将来の発展が期待されます。更に本講座では、千円養蚕の研究講座、昨年の水稲不作の原因研究講座、其の他予定されて居りま

す。

生活改善の講座
三月中旬に沼田市戸鹿野部落の生活改善をテーマとして開講いたします。多数の御参加をお願いいたします。

朗読倶楽部
功成り名とげた人々の交友の場を作り、人生のたのしみを味わい合うことは大切なことだと思われれます。そうした意味で同志の会が行われて居ります。公民館としては、それ等の娯楽の座を提供したいと思っております。

父の日
昨年十一月県教育委員会、地婦連合協議会共催で父の日にご感謝申上げる趣旨で父の日の制定とその催しがあつた。其の後地方地方にこの催しが行われつゝある折から、今春当婦人会の新年会の席上この話が出て公民館、教育委員会、婦人会、青年団、学校共催で二月十五日を村の「父の日」と定め父の日を父さん方の御参会を願つて「感謝の日」と致そうと云う事になり年令四十歳から敬老会前までのお父さん全員に御案内申上げました。

午後十時の定刻には約七百五十人の該当者殆ど全員が集り開会、主催者側の感謝の挨拶、来賓の祝辞、小中学生のお父さんへ感謝をこめた作文の朗読、花束の贈呈等順序よく繰りひろげら

れ正午一旦閉式
午後は婦人会、土曜会同人、児童生徒の舞踊、滋野堤水師の薩摩琵琶石童丸、常陸丸、映画等の余興に打ち興じ、額のしわを伸ばしていただきました。有意義であつたと思われれます。

青年学級発表会
本村青年学級一カ年間の学習研究等の整理を発表して村内の各位及北群馬六カ町村の教育委員会、校長会、青年代表、婦人団体代表者等一八〇名参加の下に二月二十一日開催されました。

定刻十時開会
主催者北群馬地教委協議会長の挨拶に始まり、青年学級のサークル活動の発表が順次行われ、次に全体参加者の討議があつて伊藤県社会教育主事の躍進する青年の発見、関谷主事のレクリエーション主体の研修でよいと思うがすべてを公費にたよるな等の講評があつて、午後三時閉会となつた。

本村青年学級の開講式には、研究の目標を産活業動に重点をおき一七〇時間割当て、家政活動六〇時間、一般教養七〇時間、その他二〇時間と定めたのであるが、発表の実態は産活業動の面に物足りなさを感じた様だ。将来の問題点ではないかと思われれる。この点を連合会長も指摘されて居った様だが参考せらるべきだと思ふ。

るべきだと思ふ。

保 険 室

身近に多い蛔虫卵

蛔虫の雌一匹で一日に少なくとも一〇万以上の卵を生むと云います。現在日本人の約三〇パーセントが蛔虫にかゝつてゐるとも云います。

農村ではこうした糞尿はその大部分が田や畑の作物の下肥として利用されております。

その下肥の中には生きた蛔虫卵がいっぱい居るわけです。

蛔虫卵はなか／＼抵抗力がつよく日本位の寒さ暑さではビクともせず、排泄されてから一年位生きてゐるのほざらにありますが体外に出た虫卵は春秋だと約二―三カ月、夏だと一カ月かゝつて発育して卵殻の中に感染性の仔虫が出来ます。こうした卵を仔虫期卵と云います。この仔虫

期卵だけが人体に感染するので、すこせまでにならない未熟な卵はたとえ呑みこまれても感染しません。

蛔虫卵は冬は発育せず、そのまゝ越冬し暖かくなるとまた発育を始めます。

畑や田に撒かれた蛔虫卵は一方作物とりわけ野菜などの葉や茎に付着して家庭に運ばれて来ます。他方土が乾いた時は、ホコリと一緒に飛び立って方々に散

らかり、雨が降れば水といっしょに方々に流れ散ります。

農作業の後田や畑の土を手足につけ、着物につけ、はきものにつけて家の中まで運んで来ます。こうして考えてみるとおよそ人の住んでゐるところ蛔虫卵ありで全く閉口してしまいます。

野菜食器などは何回も／＼流し食事の前には手を洗いまししょう

成人病

最近ラジオや新聞で成人病という言葉がよく使われているが何も新しい病気が現れたわけではなく四十才から六十才の年齢層に多い病気のことを総称してゐる意味である。

成人病とは現在我が国の死亡順位の最高位を占めてゐる、疾病群即ち脳卒中を主とする高血圧症、がん等悪性新生物及び心臓病の三つをとり上げこれらの病気を成人病といつてゐるのである。

我が国の主な死因はどうなつてゐるか。

結核 従来結核は我が国の国民病と云われ毎年国民死亡原因の最高位を占めて来たが、近年死亡数及び死亡率も著しく減少低下をたげて来た。

昭和二十六年には遂に才二位となり、さらに昭和三十二年には才六位にまで下降した。

これは医学の進歩、殊に新しい特効薬の出現や高度の外科手術療法等の影響に負うところが

大である。いまや我が国の結核死亡は欧米諸国と同様に青年層の問題から高年齢層の問題に移つたわけである。

いまよでかえりみられなかつた成年、老年層の結核問題を考へる必要が出来たわけである。しかし死亡が減つたことゝ実在する患者数とは別の問題でありまだ二、三〇万人を越える患者が

減つてゐるが現状であるから死亡は減つてもまだ／＼樂觀はゆるせない。

(群馬県人口一六二万人)

1. 中枢神経系の血管損傷 結核死亡の激減やその他急性伝染病の減少に入れ代つてゐる成人病が主要死因の上座を独占するようになった。

国民死亡の一位は脳卒中でその主要原因は高血圧症である。

2. 悪性新生物(がん) がんがそれについて多く二位である。更に老衰心臓病という順になつてゐる。

早期発見、早期治療があらゆる疾病の原則であるが、成人病についても同様で昔は「がん」と診断されること「死の宣言」を意味したものであるが、医学の各方面における進歩は次々と困難を克服していつて、今日では相当な範囲でも助けることが出来るようになった。厚生省では国立病院に成人病のセンターを設置し近代医学の最先端の充実強化に努力してゐる。

●酒やたばこは 不良化のはじまり

●学年末の少年補導

毎年、学年末になると、卒業祝や就職祝などで、酒を飲んだり、たばこをすったり、また、けんかやたかりをする学生、生徒が多くなります。

昨年の学年末には県下で三八八人も少年が暴行、傷害、窃盗などで補導されましたが内訳を見ますと

高校生 八人
中学生 一五二人
小学生 四二人
一般少年 一八六人

となつており、特に中学生が目立っております。

また、飲酒、喫煙、不純な男女交際などの不良行為で補導された少年は一、四〇六人もおりました。

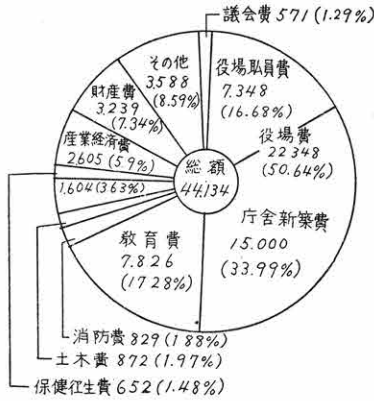
警察では少年の不良化を防ぐため関係機関や団体などと協力して、街頭や盛り場に出て積極的に補導し、また、少年たちに酒を売ったり、酒をのませたりする営業者の取締りを強化しますが、一般家庭の協力がなければ十分な効果を上げることはできません。そこで次のことに

▽お知らせ△

未登録自転車は 一日も早く最寄りの 自転車店で防犯登録 を受けましょう

未登録自転車は 一日も早く最寄りの 自転車店で防犯登録 を受けましょう

昭和34年度一般歳出



昭和34年度一般歳入



昭和34年度一般会計予算 (歳入)▷

| 款 | 項 | 本年度 予算額 | 前年度当 初予算額 | 比較増減 |
|------|-------------------------|------------|--------------|------------|
| I | 村 | 11,108.121 | 10,886.959 | 221.162 |
| 1. | 普通 | 2,263.351 | 10,886.959 | 171.162 |
| 2. | 旧法による | 50.000 | 0 | 50.000 |
| II | 地方交付税 | 9,600.000 | 8,200.000 | 1,400.000 |
| III | 国庫補助金等 | 555.000 | 0 | 555.000 |
| IV | 市営企業及び 公共料金及び 分担金 | 557.305 | 48.065 | 509.240 |
| V | 国庫補助金 | 466.800 | 345.800 | 121.000 |
| VI | 国庫補助金 | 1,070.600 | 656.100 | 414.500 |
| VII | 国庫補助金 | 1,089.300 | 747.680 | 341.620 |
| 1. | 国庫補助金 | 934.300 | 709.680 | 224.620 |
| 2. | 国庫補助金 | 155.000 | 38.000 | 117.000 |
| VIII | 県庫補助金 | 1,100.594 | 690.740 | 409.854 |
| 1. | 県庫補助金 | 328.434 | 139.580 | 188.854 |
| IX | 寄附金 | 717.160 | 496.160 | 221.000 |
| X | 繰入金 | 1,505.000 | 10.000 | 1,495.000 |
| XI | 繰入金 | 7,526.900 | 2,526.900 | 5,000.000 |
| XII | 繰入金 | 217.046 | 363.249 | △ 146.203 |
| XIII | 繰入金 | 3,337.000 | 860.400 | 2,476.600 |
| XIV | 繰入金 | 6,000.000 | 0 | 6,000.000 |
| XV | 繰入金 | 44,133.666 | 25,335.893 | 18,797.773 |

桃井村広報

[第11号]

発行所 桃井村役場
 発行人 浅見和四郎
 編集人 善養寺宗一
 印刷所 マツダ印刷

納期のお知らせ

昭和三十四年度から保険税の納期
 に変更がありましたので、各税目別
 の納期は左表のとおりとなりますが
 お忘れなく納期内完納に御協力下さい。

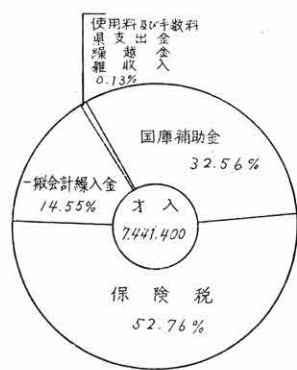
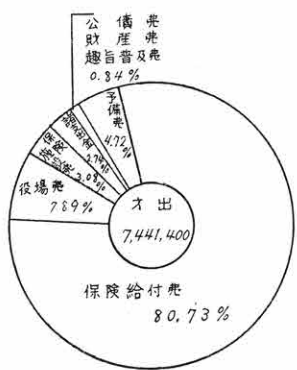
| 税目 | 月別 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 |
|-------|----|---|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|
| 軽自動車税 | 全期 | | | | | | | | | | | |
| 固定資産税 | 一期 | | | | | | | | | | | |
| 村民税 | 二期 | | | | | | | | | | | |
| 保険税 | 三期 | | | | | | | | | | | |
| | 四期 | | | | | | | | | | | |
| | 五期 | | | | | | | | | | | |
| | 六期 | | | | | | | | | | | |

歳出

| 款 | 項 | 本年度 予算額 | 前年度当 初予算額 | 比較増減 |
|-----|----------|------------|--------------|------------|
| I | 議役 | 571.250 | 566.250 | 5.000 |
| II | 1. 役場 | 22,347.600 | 7,126.800 | 15,190.000 |
| 2. | 2. 警土 | 7,327.600 | 7,126.800 | 200.800 |
| III | 3. 警土 | 15,020.000 | 30.000 | 14,990.000 |
| 1. | 1. 道 | 828.930 | 1,385.750 | △ 556.820 |
| 2. | 2. 教 | 871.600 | 686.700 | 184.900 |
| 3. | 3. 1. | 809.600 | 625.200 | 184.400 |
| 4. | 4. 2. | 62.000 | 61.500 | 500 |
| V | 5. 1. | 7,825.977 | 6,016.378 | 1,809.599 |
| 6. | 6. 2. | 735.341 | 369.393 | 365.948 |
| 7. | 7. 3. | 2,036.265 | 1,713.080 | 323.185 |
| 8. | 8. 4. | 1,162.950 | 723.055 | 439.895 |
| 9. | 9. 5. | 1,995.869 | 1,561.100 | 434.769 |
| 10. | 10. 6. | 578.140 | 460.640 | 117.500 |
| 11. | 11. 7. | 232.000 | 297.000 | △ 65.000 |
| 12. | 12. (相馬) | 1,085.412 | 393.460 | 691.952 |
| 13. | 13. 社会 | 0 | 498.650 | △ 498.650 |
| 14. | 14. 1. | 1,603.944 | 1,411.043 | 192.901 |
| 15. | 15. 1. | 1,206.908 | 1,070.853 | 136.055 |

国民健康保険も事業開始以来早くも一カ年を経過し、この間の総医療費は一千八拾万円に達するものとみられますが、おかげをもって黒字決算の見とおしとなったことは、国庫補助金の増額もさること乍ら、被保険者各位の御ちから添えによるものであり、今後は更に給付内容の向上、保険施設活動の活発化をはからねばならないと致し、三十四年度も一そうの御協力をおねがい致します。

| | | | | |
|---------------|----|------------|------------|------------|
| | | 397.036 | 340.190 | 56.846 |
| 他費費費費費費費費費費費費 | | 652.330 | 814.860 | △ 162.530 |
| の | | 2.605.020 | 2.346.570 | 258.450 |
| 生 | | 1.202.600 | 2.132.150 | △ 929.550 |
| 衛 | 振興 | 1.171.000 | 0 | 1.171.000 |
| 業 | 振興 | 231.420 | 214.420 | 17.000 |
| 農 | 振興 | 3.238.513 | 1.958.100 | 1.280.413 |
| 業 | 振興 | 1.906.453 | 1.162.080 | 744.373 |
| そ | 振興 | 1.332.060 | 796.020 | 536.040 |
| 健康 | 振興 | 127.200 | 64.800 | 62.400 |
| 業 | 振興 | 236.550 | 150.360 | 86.190 |
| 農 | 振興 | 582.952 | 300.732 | 282.220 |
| 業 | 振興 | 2.041.800 | 1.977.500 | 62.450 |
| そ | 振興 | 457.500 | 452.150 | 5.350 |
| 健康 | 振興 | 495.300 | 531.400 | △ 36.100 |
| 業 | 振興 | 1.083.000 | 988.000 | 95.000 |
| 農 | 振興 | 6.000 | 6.000 | 0 |
| 業 | 振興 | 600.000 | 500.000 | 100.000 |
| そ | 振興 | 44.133.666 | 25.335.893 | 18.797.773 |
| 健康 | 振興 | | | |
| 業 | 振興 | | | |
| 農 | 振興 | | | |
| 業 | 振興 | | | |
| そ | 振興 | | | |
| 健康 | 振興 | | | |
| 業 | 振興 | | | |
| 農 | 振興 | | | |
| 業 | 振興 | | | |



△昭和34年度桃井村国民健康保険特別会計歳入歳出予算▽

| 款 | 歳入 | | | | 歳出 | | | | |
|---|---------|-----------|-----------|-------------|----|-------|-----------|-----------|----------|
| | 項 | 本年度予算 | 前年度予算 | 増減 | 項 | 本年度予算 | 前年度予算 | 増減 | |
| | 円 | 円 | 円 | | 円 | 円 | 円 | | |
| 1 | 国民健康保険税 | 3,926,000 | 3,875,467 | 50,533 | 1 | 役場費 | 586,890 | 421,916 | 164,974 |
| 1 | 国民健康保険税 | 3,926,000 | 3,875,467 | 50,533 | 1 | 役場職員費 | 514,660 | 372,333 | 142,327 |
| 2 | 使用料及手数料 | 5,000 | 10,000 | △ 5,000 | 2 | 会議費 | 18,800 | 14,600 | 4,200 |
| 2 | 使用料及手数料 | 5,000 | 10,000 | △ 5,000 | 3 | 諸費 | 53,430 | 34,983 | 18,447 |
| 3 | 国庫補助金支出 | 2,423,000 | 2,186,000 | 237,000 | 2 | 保険給付費 | 6,007,498 | 5,853,705 | 153,793 |
| 1 | 国庫補助金支出 | 2,385,000 | 0 | 2,385,000 | 1 | 療養諸費 | 5,656,298 | 5,502,705 | 153,593 |
| 2 | 国庫補助金支出 | 38,000 | 2,186,000 | △ 2,148,000 | 2 | 助産諸費 | 130,000 | 130,000 | — |
| 4 | 果費補助 | 2,000 | 2,000 | — | 3 | 葬祭諸費 | 65,000 | 65,000 | — |
| 1 | 果費補助 | 2,000 | 2,000 | — | 4 | 育児諸費 | 156,200 | 156,000 | 200 |
| 5 | 線繰入金 | 1,083,000 | 988,000 | 95,000 | 3 | 保健施設費 | 229,024 | 191,188 | 37,836 |
| 1 | 線繰入金 | 1,083,000 | 988,000 | 95,000 | 1 | 保健施設費 | 205,964 | 170,360 | 35,604 |
| 6 | 線繰入金 | 100 | 100 | — | 2 | 諸費 | 23,060 | 20,828 | 2,232 |
| 1 | 前年度繰越金 | 100 | 100 | — | 4 | 趣旨普及費 | 62,700 | 3,100 | 59,600 |
| 7 | 雑過渡 | 2,300 | 2,200 | 100 | 4 | 趣旨普及費 | 62,700 | 3,100 | 59,600 |
| 1 | 雑過渡 | 100 | 100 | — | 5 | 財産費 | 100 | 100 | — |
| 2 | 延滞金 | 2,000 | 2,000 | — | 1 | 積立債 | 100 | 100 | — |
| 3 | 繰替 | 100 | 0 | 100 | 6 | 公債 | 100 | 100 | — |
| 4 | 繰替 | 100 | 100 | — | 1 | 利子 | 100 | 100 | — |
| | 歳入合計 | 7,441,400 | 7,063,767 | 377,633 | 7 | 諸支 | 204,056 | 289,077 | △ 85,021 |
| | | | | | 1 | 負担 | 34,512 | 72,978 | △ 38,466 |
| | | | | | 2 | 過年度支出 | 1,000 | 83,999 | △ 82,999 |
| | | | | | 3 | 徴税 | 100 | 100 | — |
| | | | | | 4 | 納税奨励 | 168,344 | 132,000 | 36,344 |
| | | | | | 5 | 繰替 | 100 | 0 | 100 |
| | | | | | 8 | 予備 | 351,032 | 304,581 | 46,451 |
| | | | | | 1 | 予備 | 351,032 | 304,581 | 46,451 |
| | 歳出合計 | 7,441,400 | 7,063,767 | 377,633 | | 歳出合計 | 7,441,400 | 7,063,767 | 377,633 |

国保花見音頭



(一)

かすみたなびく山々見れば
今を盛りの山ざくら
ソレ山ざくら

さくら咲く村 明るい村は
人情ゆかしい 国保の花も
咲くよ見事に ソレ美しく
ソレ美しく

(二)

みどりわくよな 田畑に立てば
やさし菜の花 舞う蝶々
ソレ舞う蝶々

なたね咲く村 蝶舞う村は
助け合います 国保のよさを
ともに笑顔で ソレほめている
ソレほめている

(三)

いとそよ風吹く道行けば
歌が流れる 春の歌
ソレ春の歌
歌の出る村 明るい村は
みんな揃って 国保も盛ん
いつも元気で ソレ精を出す
ソレ精を出す



選挙人名簿登録者数について

県議会議員選挙に伴う四月十日現在調整補充選挙人名簿登録人員をさきの基本選挙人名簿登録人員に加算しますと次の通りとなりました。

| 合 計 | 才一投票区 | | 才二投票区 | | 才三投票区 | | 才四投票区 | | 補充名簿 | 基本名簿 | 計 |
|-----|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|------|------|------|
| | 計 | 男女 | 計 | 男女 | 計 | 男女 | 計 | 男女 | | | |
| 計 | 二〇三七 | 一〇三二 | 二〇三七 | 一〇三二 | 二〇三七 | 一〇三二 | 二〇三七 | 一〇三二 | | | 二〇三七 |
| 男 | 一〇三二 | 五二二 | 一〇三二 | 五二二 | 一〇三二 | 五二二 | 一〇三二 | 五二二 | | | 一〇三二 |
| 女 | 一〇〇五 | 五一〇 | 一〇〇五 | 五一〇 | 一〇〇五 | 五一〇 | 一〇〇五 | 五一〇 | | | 一〇〇五 |
| 計 | 一〇三二 | 五二二 | 一〇三二 | 五二二 | 一〇三二 | 五二二 | 一〇三二 | 五二二 | | | 一〇三二 |
| 男 | 五二二 | 二六六 | 五二二 | 二六六 | 五二二 | 二六六 | 五二二 | 二六六 | | | 五二二 |
| 女 | 五一〇 | 二五四 | 五一〇 | 二五四 | 五一〇 | 二五四 | 五一〇 | 二五四 | | | 五一〇 |

補充選挙人名簿登録申請を

該当者は忘れずに!!!

来る六月二日執行予定の参議院議員選挙に於ける補充選挙人名簿登録申請が次の通り実施せられる予定でありますから、該当者と思われる人は忘れずに登録を済ませ、選挙権を行使いたしましょう。

記

調製現在期間 五月十五日
申請期間 五月十六日から同月二十日まで
調製期間 五月二十一日から同月二十三日まで

無免許栽培

してませんか

◇あさを栽培しようとする者は知事の免許を受けなければなりません。免許を受けずに大麻草を栽培すると、大麻取締法違反として罰せられることがありますからお互に注意しましょう

あさとけしの栽培について

◇「けし」(けし属の植物であって厚生大臣が指定するもの)を栽培しようとする者は、厚生大臣の許可を受けなければなりません。「けし」のうちでも「ひなげし」(ぐびじんそう、シャレーレポビー)、「おにげし」(オリエンタルポビー)、「ちしまひなげし」は許可を受けないで誰でも栽培することができます。

これらの「けし」は花が非常に美しいので観賞用として各家庭の庭先などによく見受けられることがあります。「ひなげし」「おにげし」「ちしまひなげし」以外の「けし」を無許可で栽培すると、あへん法違反として罰せられることがありますからお互に注意しましょう。

◇大麻草や「けし」のことについてくわしいことは保健所又は県業務課におたずね下さい。

農繁期手伝いについて

本年も又例年のとおり左記により皆様の御手伝いをし、又御手伝いをされる季節に入りますが、今からよくお考えになって御家族と相談の上お互に援け合いをいたしましょう。



- 1、春蚕手伝、夏期農耕、晩秋蚕手伝、秋期農耕
- A、期間 五月上旬～十一月 上旬
- B、就労地 渋川市、吉岡村 桃井村、前橋、高崎方面
- C、賃金 男三五〇円、女三二〇円の予定
- 2、罐詰工
- A、期間 十一月下旬～翌

- 年二月下旬
- B、就労地 静岡県内各罐詰工場
- C、賃金 日収二〇〇円の予定
- 3、その他
- 右希望者は就労期間前十日 前頃に渋川公共職業安定所に 文書申込又は出頭申込み下さい。

労働基準法による適用事業報告並びに労働者災害補償保険の概算及び確定報告書の提出について

毎年四月一日になりますと、労働者を一人でも使って事業をしている方は、労働基準法の定めにより適用事業報告を四月末日までに前橋労働基準監督署に届出しなければなりません。会社、工場、事務所一般の商店、飲食店、理容、パーム業、

農業等凡ゆる業種に適用されますから必ず忘れずに提出して下さい。又労働者災害補償保険に加入している事業主の方は、四月一日から四月十五日までに前年度(昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十一)の確

定報告書と本年度(自昭和三四四、一至昭和三五、三、三一)の概算報告書を提出することになっておりますので、お忘れなく四月十五日の期日までに前橋労働基準監督署へ提出して下さい。提出が遅れますと認定決定や給付制限等の不利な取扱を受けますから注意して下さい。

【注】用紙は前橋市北曲輪町二前橋労働基準監督署、電話前橋三九八四にありますから申し出て下さい。

犯罪はお互の手で防ごう

暖かくなると映画などで夜の帰りもおそくなりがちです。さびしい通りや暗い夜道では痴漢に襲われることがありますから特にご注意下さい。ひとり歩きは危険です。もしあやしい者につけられたら近くの家へ飛び込んで救いを求めるなり、警察へお届け下さい。◎すり、置き引き

乗り物や込み合うところではさいふや持ち物にご注意下さい。すりがあるのすきをねらっています。駅の待合室やデパートなどの便所、花見でにぎあう公園のべ

とうもろこしの一代雑種と

栽培法

近年農業の有畜化がすすみとくに酪農、養鶏を中心とする諸施策がとられて今日、その実現の可能性を高めるためには飼料の自給度を確立することに基盤をおかなければならない。青刈に飼料に利用価値の高いとうもろこしが農業経営の安定に、また作付体系に新しい意義と視角をもつて登場する必然性もここにある。

一、とうもろこしは有利な作物 ちかごろとうもろこしの増産が盛んに唱えられるようになった。その理由は次のような点があげられる。

- (イ) 栽培が容易で所要労力が少なくてすむ。
- (ロ) 年による豊凶の差が少く病虫害が比較的少ない。
- (ハ) 子実莖葉の飼料価値が高い。
- (ニ) 雑草防止が容易である。
- (ホ) 吸収肥力が強いからやせ地でも収穫多く、また肥沃地では益々増収できる。
- (ヘ) 商品作物としての価値が高い。

日本のとうもろこしの生産は年約六万六千屯(五〇万石)程度で、その三倍位を毎年外国から輸入し、貴重な外貨を支払っている。とうもろこしの用途は殆んど無限で食用の他家畜飼料工業原料、コンスターチ又アルコール原料、或はコンミール用として広く利用されている。この有利なとうもろこしの増収の秘訣は、まず一代雑種(エフワン)の良い種子を用いることとで、この種子を用いた場合は在来品種の八、九割は容易に増収でき、九二〇(七石)余りの素晴らしい成績を収めることもできる。

(ト) 価格の変動が小さい。このうち飼料価値が高いことは家畜導入の原動力となるばかりでなく、家畜の糞尿が畑地に還元される結果となり地力の維持増進に役立つことになる。◎子実用とうもろこし 長交一六一、長交二〇二号、玉蜀黍交二号(T、C一号) ◎青刈、エンシレーヂ用と 玉蜀黍交一号(長交二二七号)

◎エンシレーヂ用品種選抜試験成績

(群馬農試)

| 品種名 | 雄 | 雌 | 抽出期 | 抽出期 | 抽出期 | 稈長 | 着穂高 | 穂長 | 青刈生体重 | その比 |
|------|---|---|-----|-----|-----|----|-----|----|-------|-----|
| 長野一号 | 月 | 日 | 月 | 日 | 日 | 二七 | 一三 | 六 | 四七 | 七六 |
| 長交一六 | 七 | 三 | 八 | 四 | 二 | 二七 | 一三 | 六 | 四七 | 七六 |
| 長交二二 | 八 | 三 | 八 | 四 | 二 | 二七 | 一三 | 六 | 四七 | 七六 |
| 七号 | 八 | 三 | 八 | 四 | 二 | 二七 | 一三 | 六 | 四七 | 七六 |
| 長野二五 | 八 | 三 | 八 | 四 | 二 | 二七 | 一三 | 六 | 四七 | 七六 |
| 号 | 八 | 三 | 八 | 四 | 二 | 二七 | 一三 | 六 | 四七 | 七六 |
| イエロー | 七 | 三 | 八 | 四 | 二 | 二七 | 一三 | 六 | 四七 | 七六 |
| デント | 七 | 三 | 八 | 四 | 二 | 二七 | 一三 | 六 | 四七 | 七六 |
| デント | 七 | 三 | 八 | 四 | 二 | 二七 | 一三 | 六 | 四七 | 七六 |
| ホワイト | 七 | 三 | 八 | 四 | 二 | 二七 | 一三 | 六 | 四七 | 七六 |

栽培法の要点

とうもろこしの栽培も他の作物と同様に播種から収穫までは注意すべき点が多いがこゝでは特に増産上の重点を取上げて述べる。

- (イ) 一代雑種の利用
- (ロ) 合理的な施肥を行うこと。
- (ハ) 適正なる密度をたもつこと

が可なり強い作物であるから、極端に瘠薄な土壌を除き、大豆畑の点混作の如く殆んど無肥でも相当の収量をあげ得るものがあるが、施肥量の増加にもなると収量も著しく増加するため肥料は充分に施すことが必要である。火山灰土壌地帯において反収五二五疋(四石)程度の生産をあげるための施肥の一例を示す次の通りである。

| 肥料名 | 施肥法(裸地) | | 施肥法(麦間) | | 備考 |
|-----|---------|------|---------|------|--------------------------------------|
| | 元肥 | 追肥 | 直後 | 追肥 | |
| 堆肥 | 三〇〇メ | 三〇〇メ | 一五〇メ | 一五〇メ | 酸性の強い土壌では硫酸石灰の半量は硫酸石灰を用い、土の補給もできてよい。 |
| 硫酸 | 二二 | 六 | 三 | 三 | |
| 過石 | 一一 | 二 | 一 | 一 | |
| 塩加 | 三 | 二 | 一 | 一 | |
| 石灰 | 一五 | 一五 | 一 | 一 | |

とうもろこしはとくに堆肥などの効果が顕著であって、これを充分に施すことは増産上の要諦の一つである。

施肥の方法としては、裸地播種の時は堆肥、硫酸、加里は元肥に、窒素は二分の一を元肥にあとの二分の一を追肥とするのがよい。又麦間々作の場合は窒素の三分の一を元肥に、三分の一を麦刈直後に施用し残りの三分の一は種肥としての追肥とする。なお磷肥、加里については三分の一を元肥に三分の二を麦刈直後に、堆肥は元肥に大部分施肥するのがよいが、麦間々作の場合は麦刈直後に一部施用するのもよからう。

種肥としての追肥は、品種の早晚によりことなるけれども幼穂分化期、いわゆる長交二〇二号及びT、C一号(早生種)は本葉六〜八枚長交一六一号(中生種)は本葉一〇枚、晩生種は本葉一二〜一三枚が展開せる頃がよく、この時期の速効性窒素肥料の施用は増収上極めて有効である。栽培本数は一〇アール(反)当三〇〇〇〜三六〇〇本位がよい。とうもろこしは播種時期が収量に及ぼす影響は少くかなりの中がある。地温が摂氏一五度以上で、しかも晩霜のおそれのないようになつたら早く播くのがよいが、麦間に播種する場合に、発芽後一カ月上にわたって麦間に生育させることは減収の原因となるから、むし

る晩播して麦間生育期間を短縮するのが有利である。密度は種々環境条件によつて異なること勿論であるが、肥沃地においては一〇アール(反)当三六〇〇株前後、即ち畦巾三尺株間一尺の本立が良好である。これは品種の早晚生に関係なくほぼ同様であるが、しかし晩熟のものは程や株間を広くし、その安全である。二本立は一本立よりも順調な年柄においてはしばしば多収を示すが、早害及び風害が一般に大であるから安全栽培のためには一本立が良

◎◎◎ 螢光灯の話 ◎◎◎

◎ 螢光灯の原理と構造

螢光灯のガラス管の両端にはタンダステン、コイルの電極があり、内部は真空で水銀の蒸気がとアルゴンガスが少し封入してあります。スイッチを入れたと両端の電極が熱せられ、熱電子がとび出して放電が始まります。この熱電子は水銀にぶつかって紫外線を出しますが、この紫外線が管の内側にぬられた螢光物質に当たると目に見える光を出して光ります。この光は、ぬらりさまさまな光になるのです。螢光灯が光るのは、このようにやゝ複雑なしくみですが、電球の特長です。欠点としてはあまり外界の温度が低いと内部の水銀蒸気が少くなり、明るさがへることです。また螢光灯の寿命

好である。一代雑種を一年作って収穫したものを種子として作りかえすと、その代は一代雑種の元親となつてくるので、一年目に作つた時に比較して二〜三割の減収となるばかりでなく、熟期がみだれ結局相当な損をする事になる。したがって種子は毎年新しい一代雑種々々に更新して作るのが有利であります。

種子は共同購入で(農業委員会)

- ① 白色に明るく暖かい感じ事務所、居間などあまり色を問題にしないところ。
- ② 天然白色に色を正しく見え、暖かい感じ、商店、料理店、食堂などに。
- ③ 昼光色に明るく本位ですがわずしい感じ、事務所、二階など。
- ④ 自然色に色が正しく見えるのでアトリエ、商店などに。なお最近紫外線を出す殺菌灯が実用化され、調理場や食品加工場、病院等で使われます。

新☆しい☆村☆造☆り☆

三十三年度事業左の通り完成致しました。

| 事業名 | 事業量 | 事業費 | 事業主体 | 場所 | 請負者 |
|--------|-----------------|-------------|------|-----|------|
| 観音坂林道 | 一五七m | 一、六、九、四、三、二 | 桃井村 | 上野原 | 勝野建設 |
| 集乳所 | 二棟六坪 機械器具一式 | 二、六、六、八、〇 | 桃井農協 | 山子田 | 遠藤建設 |
| 土地調査施設 | 一カ所 一式 | 二、一、八、〇、〇 | 桃井村 | 山子田 | 横山衡器 |
| 農事センタ | 一棟三五坪 附帯施設一式 | 一、三、三、二、五、五 | 桃井村 | 山子田 | 古巻建木 |
| 計 | | 三、四、三、一、〇、七 | | | |

◎農事センター施設の内容
建物、木造モルタル塗、延三五坪、研修室一五帖一室、一〇帖一室更衣室四帖一室、外に土地調査施設三式、生活改善実習室九坪一室、外に生活改善実習器具一式が備付けてあります。この施設を利用する方は村内の農事研究会、青年団、4HC婦人団体等が自発的の総意に基く

グループ活動により、農業基本の新しい技術を修得する施設であり、別に定める規定を厳守の上村内各位が充分活用により農業経営全般に亘る振興の拠点とす。技術の改善、生活の改善を図る事を目的とし施設を総合的に設置しました。

◎農事センター施設の管理規程
第一条 農事センター及び土地

御利用下さい バス終車時間延長

群馬バスでは地元の要望にこたえて、高崎線と前橋線の終車時間を次のように延長し、4月18日から運転しています。

◎高崎線
高崎発 21時10分
桃井行 22時
桃井発 22時
高崎行 21時

◎前橋線
前橋発 21時
桃井行 21時40分
桃井発 21時
前橋行 21時



調査施設(以下施設と云う)の管理については本規程に依るものとする。

第二条 この施設は村内の農事研究会、青年団、4HC、婦人団体、自発的の意志に基くグループ活動による農業基本の新しい技術を修得することを目的とする。

第三条 この施設内容は前記に示めた通り。
第四条 この施設の所在地は桃井村大字山子田とする。
第五条 この施設の管理責任者は村長に当る。

第六条 この施設を利用する者の範囲は、村内農事研究会、青年団、4HC、婦人団体その他村民の共同利用とする。
第七条 この施設の利用方法を左の通りとする。

1、一般教養 2、土壤調査 3、林業振興 4、農業土木 5、畑作園芸改善 6、生活改善実習 7、農研活動育成 8、基本測量 9、技術講習会 10、研究発表会 11、農業簿記帳講習会 12、反省会 13、その他村民が研究目的に副い利用するものと認める場合

第八条 この施設の利用は無料とする。但し利用する者は使用前三日前迄に申出を行い、管理者の承認を得ること。緊急やむをえざる場合はこの限りでない。使用時間は当日の午前八時三十分より午後二十二時以内を厳守すること。

第九条 この施設維持保全の為使用者中責任者を定め、施設の備付部品及び建物、器具等の点検及び整理、清掃等の万全を期すると共に紛失、毀損等を生じた場合、管理者に申出その処置を受けるものとする。

第十条 この規程に定めなき事項について必要ある場合は、管理責任者において処理する。
第十一条 この規程は昭和三十四年四月一日より実施する。
農事センターという施設は、農家の各種研修所、農事相談のほか農業の生産や処理、販売等多方面にわたる経済的な活動の

ムクドリ の 生活

「ムクドリ」は日本中どこにでもいる鳥で、姿も声も何となくやぼくさい感じですが。三月から七月までが巣を作ったり、ひなを育てる期間で、早いものは五月にひなが巣立ちします。五月は木のほらあな屋根や石がきのすきまなどに枯草や落葉、紙くず、羽毛などを集めて作り五個から八個のきれいな青い卵を産みます。たべものは動植物ともいたへ、稲の「二化メイチユウ」をたべることが有名です。そのほか苗代の稲の根をくす「キリウジガンボ」の幼虫、森林を荒す「マイマイガ」「クササン」を荒す「マイマイガ」「クササン」の幼虫などをたべ植物では「ムクドリ」「クササン」の幼虫などいろいろな実をたべます。「マイマイガ」や「クササン」の幼虫は時々大発生し

拠点であるため、普及員や技術員を中心とした総合的な効果をあげていたと為、尚一層御利用下さいませ様おすゝめ致します。

身分不相応

安田善次郎翁は、はじめて両替屋を開いた時、三カ条の誓いをたてた。そのうち一、身分不相応のことをせず、生活費は収入の八割を超えないこと。
二、相応の財産ができて、その十分の一以上の家屋を求めぬこと。
ということがあった。

て広い範囲にわたり木の葉をくしいあらして冬の林のようにしてしまいう毛虫です。「ムクドリ」はこんな毛虫が大好きで何日でもその林を離れずにたべています。大きな幼虫は鋭い口ばしです。ついで、内臓と汁だけをたべあとはすてしましますから、一羽が一日にたべる数はたいへんなもの。
このように「ムクドリ」は人間にとって有益な働きをするので、一年を通じて狩猟してはいけないことになってしまいました。なお「ムクドリ」の仲間には「コムクドリ」がいますが、これは渡り鳥で春になると南国からやって来て秋に帰ります。習性は「ムクドリ」に似ています。



桃井村広報

[第 12 号]

発行所 桃井村役場
 発行人 浅見和四郎
 編集人 善養寺宗一
 印刷所 マツダ印刷

八月一日から榛東村

新村名 きままる

新村名については過般村内の皆様に御手数をかけました。が、去る六月五日、群馬県指令地第一四一号を以って名称変更が許可となり、来る八月一日から施行となります。

尚、当初応募戴きました中で榛東村に投票された方々の氏名は次の通りです。

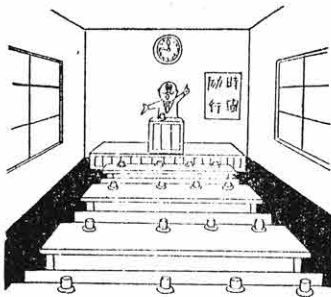
(順序不同 敬称略)

柴田権七、湯浅寿男、清水秀隆
 富沢菊十郎、鷲頭健司、南信太郎、小野関芳雄、清水秀一、一倉悦雄、浅見晴治、狩野三郎、山本万吉、松岡清、浅見秋三郎、田子七郎、松岡銀一、笹沢富五郎、湯浅藤太、小山房吉、松岡繁惟、松岡勝、松岡恒雄、松岡好美、小林金作、阿久沢金治郎、小池寒次、伊与久英義、伊与久

子之作、伊与久茂、深津武司、飯塚藤一郎、飯塚幸馬、岩田清内海勇吉、内海博、一倉富司、浅見芳太郎、小山郎、伊三郎、小山初太郎、牧口ノブ、小山清、茂田敏五郎、小野関英治、内海康行、小山昭二

ガンコ村長

「定刻です。では只今から開会……」



小山浦八、茂田のぶ、松下一雄、高橋、小山佐平、牧口近三郎、小山橋次、小山勇、茂田文芳、茂田宗市、飯塚徳三郎、金井三夫、牧口喜一郎、萩原忠治、金井鎌太郎、福田、金井武正、金井勝元、染谷武、伊与久秋太郎、岡本宗作、金井勇

(以上六七名)

参議院議員選挙結果

去る六月二日執行された参議院議員選挙には、終日の雨天然も春蚕御多忙中のところ村民の皆様への御協力を得ての投票に絶大なる御協力を得まして良き投票率を挙げた事は、委員会はもとより村当局としても全く喜

びに耐えない所であります。特に当日は桃井村青年団の方々には棄権防止に積極的に御協力下さった事紙上を通じ厚く御礼申し上げます。

尚本村の投票状況を投票区別に示しますと次の通りです。

| 合計 | 第一投票区 (山子田) | | 第二投票区 (長岡) | | 第三投票区 (新井) | | 第四投票区 (広馬場) | |
|---------|-------------|---------|------------|---------|------------|---------|-------------|---------|
| | 計 | 有権者数 | 計 | 有権者数 | 計 | 有権者数 | 計 | 有権者数 |
| 男 二、〇六五 | 男 四二四 | 男 四二四 | 男 四二四 | 男 四二四 | 男 五七〇 | 男 五七〇 | 男 六四七 | 男 六四七 |
| 女 二、二八一 | 女 五〇九 | 女 四一九 | 女 四二二 | 女 四二二 | 女 六五七 | 女 六五七 | 女 七〇三 | 女 七〇三 |
| 計 四、三四六 | 計 九三三 | 計 七八二 | 計 八三六 | 計 八三六 | 計 一二二七 | 計 一二二七 | 計 一、三五〇 | 計 一、三五〇 |
| 男 一、七七一 | 男 六一八 | 男 六一八 | 男 三六六 | 男 三六六 | 男 五〇一 | 男 五〇一 | 男 五〇九 | 男 五〇九 |
| 女 一、七五二 | 女 九〇八 | 女 九〇八 | 女 四一九 | 女 四一九 | 女 一五七 | 女 一五七 | 女 二二七 | 女 二二七 |
| 計 三、四六三 | 計 一、五二六 | 計 一、五二六 | 計 七四五 | 計 七四五 | 計 九六六 | 計 九六六 | 計 九七五 | 計 九七五 |
| 男 三、五五二 | 男 一、五二六 | 男 一、五二六 | 男 四六八 | 男 四六八 | 男 一、一〇八 | 男 一、一〇八 | 男 一、三八七 | 男 一、三八七 |
| 女 三、四六三 | 女 一、五二六 | 女 一、五二六 | 女 二八七 | 女 二八七 | 女 二六六 | 女 二六六 | 女 二二七 | 女 二二七 |
| 計 八、八三九 | 計 三、〇五二 | 計 三、〇五二 | 計 四、八三九 | 計 四、八三九 | 計 五、七〇七 | 計 五、七〇七 | 計 五、七〇七 | 計 五、七〇七 |

【注】無効投票は地方区は九一票、全国区は四八三票でした。無効を無くするようにいたしましょう。

○県立の結婚相談所が前橋市紅雲町県立高等保母学院内に開かれました。

○結婚を望まれる方の為に出来るだけ広い範囲から理想の配偶者を選び、健全で合理的な結婚をしていたことがねらい。相談は無料、秘密は厳守いたしますから気軽に相談下さい。

○相談御希望の方は、次の書類等御持参の上、定められた申

結婚相談所のしおり



込用紙に自身で記入して下さい。
戸籍謄本(最近のもの)
履歴書
写真(最近のもの)
葉書拾枚(紹介連絡用)
又は拾円切手五枚

相談日と時間

午前八時半から午後四時迄。
但し月曜日を除く毎日。

相談のあらまし

申込みを受けますと、結婚相談員が色々話を伺った上で、

ふさわしい相手方を選んでいただきます。

両方共希望条件が一致すれば日を定めて会っていたゞくことになりまます。尚その上でお互いに必要な事を調べたり、性格や考え方、生活態度を見きわめられ、その成否は相談所を通して相手方にお伝えすることになりまます。

縁談がまとまると相談所のおつせんで健康診断書を取り交

わし 正式に媒酌人をたて、結婚へのゴールインをしていただきます。

昭和三十三年 赤十字運動の四年 結果について

昭和三十四年度赤十字運動の実施に当り皆様の絶大な御協力により左記の通り好成绩を得られましたので、早速県支部へ納入致しましたから御報告いたします。

目標額五一、三一〇円に対し

深夜喫茶はどう制限されるか

群馬県でも「群馬県風俗営業等取締法施行条例」が本年四月一日から施行になりました。以下簡単に概要を説明いたします。

▽営業の許可と申請
こんどの改正で次の業態においてはまるものは、新たに風俗営業として公安委員会に申請して許可を受けなければならなくなりました。

(1)設備を設けて客に飲食をさせる営業で客席(通常客の位置する場所をさす)における照度を十ルクス以下として営むもの(第五号営業という)

(2)設備を設けて客に飲食させる営業で、他から見とおすことが困難であり、かつその広さが五平方メートル以下(約一

会員寄附 四五、七〇〇円
賛助員寄附 五、一五〇円
計 五〇、八五〇円
この寄附金は左の事業に使われます。

- 1、災害救助と資材費
- 2、看護婦の養成費
- 3、無料巡回診療費と衛生費
- 4、看護法指導訓練費
- 5、その他

五坪)である客席を設けて営むもの(第六号営業という)

この条件にあてはまるものは主として喫茶店やバー等の飲食店営業です。しかし喫茶店やバー等の飲食店でも、(1)或は(2)にあてはまらないもの、つまり風俗営業でないものについては条例に定められた事項を守る限り何等制限を受けません。

▽営業行為の制約

風俗営業として公安委員会の許可を受けた者は、営業上の行為について次のような制限規定を守らなければならなくなりました。

1、営業時間は午前十時から午後十一時までとする。
2、営業所に十八才未満(もっぱら酒類を提供する営業では二十才未満)の者を客として立ち入らせてはならないこと

そしてその旨を店頭その他見易い所に表示しておかなければならないこと。
3、客引きをしないこと。
4、客席は次の照度を保たなければならぬこと。

- (イ)キヤバレー、料理店、カフェー、簡易料理店、ナイトクラブ、第五号営業は五ルクス以上。
- (ロ)ダンスホール、ダンス教授所、遊技場は十ルクス以上
- (ハ)第六号営業は十ルクスをこえること。
- 5、営業所で卑わいな行為をしないこと。客にもさせないこと。
- 6、営業所で人声、楽器、ラジオ等の音を異状に大きく出して近隣に迷惑をかける行為をしないこと。客にもさせないこと。
- 7、営業用家屋などに客を就寝させたり宿泊させたりしないこと。
- 8、料金や税額を見易いところに掲示すること。
- 9、客の求めない飲食物を提供しないこと。
- 10、その他公安委員会が許可するときつけた条件等を守ること。

沈黙は承諾

イギリスのことわざである。アイエと答えたくても、何となく相手に悪いような気がして黙ったまゝでいるのは失礼。意志表示ははっきりしたいもの。特に「ニヤリ」と笑ってごまかすのは最低。

国保の窓

◎昭和33年度給付状況 (昭33.4.1~昭34.3.31)

| 区分 | 件数 | 日数 | 費用額 | 負担者分 | 一部負担金 | 生活保護法 法分 円 |
|-------|--------|--------|------------|-----------|-----------|------------------|
| 療養給付 | 11,272 | 38,792 | 10,567,604 | 5,235,755 | 4,991,165 | 340,684 |
| 療養費 | 238 | | 229,978 | 114,976 | 104,502 | 10,500 |
| その他給付 | 237 | | 245,000 | | | |
| 合計 | 11,747 | | 11,042,582 | | | |

国保の被保険者数は6,599人であるから、1人平均1.7回づつ病気にかかり1,636円の医療費を要したことになる。

◎経理関係諸率

| | | |
|----------------|----------|------|
| 一被 人当 り者 | 保険税調定額 | 571円 |
| | 保険税収納額 | 522 |
| | 一般会計繰入金 | 152 |
| 一被 人当 り者 | 事務費負担金 | 61 |
| | 療養給付費負担金 | 267 |
| | 調整交付金 | 74 |

◎健康家庭について

過去1カ年間家族揃って健康で病気にかからず保険税も完納した世帯が39世帯あります。これらの方々は桃井村国民健康保険表彰規則の定めるところにより後日表彰を行うことになっています。

- 一、募集人員
- 二、等陸士 約二、七〇〇名
- 二、等海士 約三、五〇〇名
- 二、等空士 約一、六〇〇名
- 二、応募資格
- 1、昭和三十四年九月一日現在満十八才以上二十五才未満の男子で日本に国籍を有するもの
- 2、学校教育法に定める中学校卒業程度の学力を有する

本年度第二次自衛官募集が次の通り行われますから希望者は本村役場又は前橋地方連絡部にお問い合わせ下さい。

自衛官募集について

- 三、試験科目
筆記試験、国語(含作文)数学、社会、身体検査、口述試験
- 四、募集日程
- 1、受付期間 本年六月十六日から七月二十日まで
- 2、試験期間 本年七月二十六日から八月九日まで
- 五、採用時期
- 二、等陸士 十月中旬
- 二、等海士 十月下旬
- 二、等空士 九月以降
- 六、給与
- 初任給 月額六、四〇〇円
- その他定期昇給、扶養手当及び年二回の期末勤勉手当が支給されますが、地域、部隊、職種により更に外の手当が支給されます。

赤痢、疫痢猛威をふるう

毎日の新聞、ラジオがもたらす恐ろしい病魔の報導——どうしたらこれを防ぐ事が出来るか。赤痢は赤痢菌が飲食物と共に口から入って感染する伝染病です。これを防ぐには、

- 一、手洗の励行。もっとも、神経質になって食事前に必ず手を洗う習慣をつける。便所に
- 一、はえ、ねずみの駆除。食物にはえのつかぬ様細心の注意
- 一、生水、生物の注意。食物、食器に河水使用禁止
- 一、下痢をしたら一応赤痢を心配する。

赤痢の症状

高熱、腹痛、吐きけ、頭痛を

催し間もなく下痢を起す。始めは水様便又は水様粘液便でやがて粘血便となり、更に膿様便となり一日数回から数十回にわたり全身ひどく疲労する。

▼赤痢の診断と治療
右の様な症状を示す時は診断が容易ですが、軽症の場合はなか／＼診断がむずかしいので、下痢の激しい時は一応赤痢かも知れないと考えて手や下着等をよく消毒すると同時に医師の診断をうけること。下痢便はよく

疫痢

消毒し、用便毎に便の見えなくなる程度に石灰、灰等をかけておく。素人の治療は危険ですから必ず医師の指示を受けること

二才から五才位を中心に起きる病気で、高熱を發し顔色が青くなったり変色したり、手足が冷たくなりあばれる。ぐったり眠ってしまったりけいれん、吐気、下痢等を起す。非常に経過が早いので一刻を争う病気で、から、疑わしい時は直ちに流腸を行うと同時に大至急で医師を迎えて下さい。

幼い子供の命を大切に

暑さが加わるにつれ幼児の水遊びも激しくなってきましたので年々いたましい事故を引起しています。小さい子供はなるべく一人遊びをさせない様にして、いつもお母さんは子供の心をしっかりと抱きしめて下さい。



道路は物置ではありません!

みせの前の道路に商品をならべて売ったり、自転車等を乱雑に置いたり、道路に自動車や置きっぱなしにして車庫代りにつかたりすることは、交通の迷惑となるばかりでなく、交通事故を引き起すことにもなります。このようなことはみせの方やお客さんの一寸した注意と公徳心で容易にすることができません。たとえば自転車は人々が気を付けて道路の左側端に交通の邪魔にならないように置くとか、自動車は正しく進行方向になるべく左端に駐車し、運行の終り次第必ず車庫に收容することです。また車庫を持たぬ方は車庫

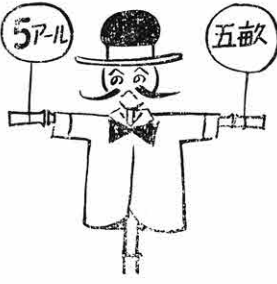
夏の性犯罪を防ぐには

暑い時期は多くの女性が膚もあらわな薄い服装になるし、夏祭り、野外映画などいろいろな催し物がありついでに夜ふかしをし

を新設するか適当な空地、駐車場等に收容するようにして下さい。交通量の増加で広い道路が非常に狭くなっております。皆様がお互に通行する人たちのことを考えて道路をより広く使えるように心がけてこそよき交通が保たれます。

「メートル法」

これなら簡単に覚えられる田畑の面積



坪×3.3=一平方メートル
畝×0.099=一アール
町×0.099=一ヘクタール
ですから畝と町歩はそのまゝアール又はヘクタールとして実際上差支えありません。
1反も約10アールと覚えてよい。
水田5畝=5アール (4.96アール)

恐ろしい農薬事故

取扱いには十分注意しましょう

パラチオンやテップ等の農薬が普及して、農作物や果樹の害虫駆除に著しい効果をあげている反面、これらの農薬による事故があつたとをたぢません。よい作物をたくさん収穫する反面之が使用法、使い残り、保管不備等による自殺、中毒、殺人未遂等とうとい人命を犠牲にすることを十分注意しましょう

(1) 異性を刺激するような服装や態度は慎むこと。
(2) 夜間の外出はしっかりと同行

て帰るもおそくなることなどから性犯罪の多くなる時です。ことに最近では少年の集団によるものが目立って多くなっていることとです。
性犯罪の動機は好奇心によるものが最も多く、でき心、家庭の放任、映画、演劇の影響、女性の服装などです。
このため県警察では七月十五日から八月末日までに夏季少年特別補習期間を設け、キャンプ場、盛り場等での補導や夜のパトロールを強化して性犯罪や青少年不良化防止に努めてまいります。

そこで各家庭でも次のことがらをよく守ってこれに御協力下さい。
(3) 夜間の用事はなるべく翌日にする。
(4) 「いっしょにコーヒを飲みましょう」とか「映画を見ましょう」などと未知の男から誘われても決してのらないこと。
(5) 顔見知り程度でも「送ってあげましょう」とか「散歩しましょう」などということばにのらないこと。
(6) 就寝の時は充分に戸締りをすること。
(7) キャンプ場や海水浴場へは子供だけでは行かせないで必ずしっかりした人と一緒に行動をとり、秩序のある行動をとらせること。
(8) どんな小さな被害でもすぐ警察に届けること。

職業紹介について

足利市等
年令一六才から三五才位まで
賃金 二、五〇〇円〜二四、五

川公共職業安定所から求人申込につき紹介がありましたので、希望者は安定所に申込まれるようお願いいたします。
方面 東京、横浜、高崎、桐生

【注】細部は川公共職業安定所へお問い合わせ下さい。

パセリを召しあげ

パセリはもとサルジニア島の産物。それが日本にも渡ってきて普及したもの。薬味草としてスープをとるときに使ったり、ソースやサラダに使う。血液をきれいにするのに役立つといわれるが、近頃は日本料理にもふんだんに使われるようになった。その代表的なのはサシミのツマ。ツマは食べない人も多いようだがパセリの苦さもアジなものである。

人口の動き (6月1日現在)

| 項目 | 前月末数 | 増加状況 | | | 減少状況 | | | 本月末数 |
|----|-------|------|----|-----|------|----|----|-------|
| | | 転入 | 出生 | 計 | 転出 | 死亡 | 計 | |
| 男 | 3,897 | 645 | 7 | 652 | 25 | 3 | 28 | 4,521 |
| 女 | 4,273 | 34 | 6 | 40 | 35 | 5 | 40 | 4,273 |
| 計 | 8,170 | 679 | 13 | 692 | 60 | 8 | 68 | 8,794 |

世帯

| 前月末数 | 転入 | 転出 | 本月末数 |
|-------|----|----|-------|
| 1,460 | 9 | 3 | 1,466 |

榛東だより

[第 13 号]

発行所 榛東村役場
編集人 浅見義典
印刷所 マツダ印刷

基本選挙人名簿

登録について

基本選挙人名簿は毎年九月十五日現在により調査し調整することになっております。ついでには次の事項を御含みの上御協力下さい。

一、住所について

毎年九月十五日現在によりその日まで引続き三カ月以上本村に住所を有しているもの即ち六月十六日以前に本村に住所を有していたもの。

二十日に満二十才になる人、即ち昭和十四年十二月二十一日以前に生れたもの。
(注) 選挙権の行使は先づ選挙人名簿に登録されることが第一です。一人も洩れなく登録するようにいたしましょう。

二、年令について

国民年金はじまる

無拠出年金の受付は九月から

国民年金制度はいよいよ本年度から実施されることになりました。この福祉年金には、老け金をかける拠出制と、かけ金のいない無拠出制との二本立になります。このうち無拠出制の福祉年金の支給が、この十一月から開始されることになりました。この福祉年金には、老令、障害、母子の三種類があり、以下それぞれの年金の概要を説明します。

年金の対象にならない人
一、次の法律による保険又は組

合の被保険者又は組合員

- 1、厚生年金保険法
- 2、船員保険法
- 3、恩給法
- 4、国家公務員共済組合法
- 5、地方公務員の退職年金に關する条例
- 6、市町村職員共済組合法
- 7、私立学校教職員共済組合法
- 8、公共企業体職員等共済組合法

9、農林漁業団体職員共済組合法

10、国会議員互助年金法

二、一に掲げる各法の外次の各法による年金で、老令、退職廢疾を理由とする年金を受けられる者

1、指定共済組合が支給する年金

2、執達規則に基く年金

3、旧令による共済組合等からの特別措置法に基いて国家公務員共済組合連合会が支給する年金

三、二の各法による年金で、老令又は退職を理由とする年金を受けける資格要件である期間を満たしている者

四、二の各法による年金で、死亡を理由とした給付を受けられる者

五、次の各法による年金を受けける者

1、戦傷病者戦没者遺族等授護法に基く年金(遺族給付金を含む)

2、未帰還者留守家族等援護法に基く留守家族手当及び特別手当

3、国会職員法

4、船員法

5、災害救助法

6、労務基準法

等の施行に伴う政府職員に係る給付の応急措置に關する法律

7、消防組織法

8、消防法

9、水防法

10、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に關する法律

11、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に關する法律

12、公立学校の学校医の公務災害補償に關する法律

13、証人等の被害についての給付に關する法律

老令福祉年金

一、次に掲げる人には老令福祉年金が支給されます。

1、本年十一月一日現在で満七十才以上の人(十一月分から)

2、本年十一月一日以降満七十才になる人(七十才に達した月の翌月分から)

二、老令年金は一万二千円です

障害福祉年金

一、本年十一月一日現在で満二十才以上の者が、同日以前になおった傷病によって、日常生活の用を足すこともできないような障害を持っている場合その者に障害年金が支給されます。

二、本年十一月一日以前に傷病にかかった者が昭和三十六年(次頁へつづく)



☆としよりの日の記念撮影(としよりの日 9.15)
「おじいさん、五十年前の二人を思い出すね」

三月三十一日以前になおった場合、一と同じような障害が残ったら障害年金が支給されます。

三、障害年金は一万八千円です
母子福祉年金

一、本年十一月一日現在で夫と死別している妻が、同日現在で、義務教育修了前の子供の生計を維持しているときは、その者に母子福祉年金を支給します。但し、次のどれかに該当する場合は支給されません
1、妻が現に婚姻していると

2、妻が夫の死亡後に、直系姻族以外の者の養子となりその縁組が現に継続しているとき
3、妻によって生計を維持する子のすべてが現に婚姻しているか又は妻以外の者の養子となっているとき

二、本年十一月一日以後夫に死別した二十才以上六十才未満の妻が死別の日に一と同様の子があるときは、その者にも母子福祉年金を支給します

三、母子福祉年金は一万二千円です。ただし、義務教育修了前の子が二人以上あるときは二人目から一人について二十四百円を加算します

四、母子福祉年金は、妻が二十才以上の子と生計を同じくするときは、その期間支給を停止します

たゞし、その子が長期の疾病又は負傷、癱疾、失業等の状態にある場合を除きます
その他の条件

相馬ケ原演習場内一般通行について

陸上自衛隊相馬ケ原演習場設置に伴い、自衛隊側の代表者である相馬ケ原駐とん地司令と地元民の代表者である箕郷町長、桃井村長、吉岡村長は次の通り協定した。

一、演習場内の一般人の通行については、昭和三十四年七月六日以降、当分の間次の各項によるものとする。

一、年金の対象にならない人として前に掲げた人のうち、その各法によってもらえる年金がその人もらえる筈の福祉年金の額よりも少いときは、その差額を支給されます

二、福祉年金の受給権者が、監獄、労務場、その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合、又は少年院その他これに準ずる施設に收容されているときは、その拘禁又は收容されている期間その支給を停止します

三、福祉年金は受給権者が前年度十三万円(義務教育修了前の子を扶養しているときはその子一人について一万五千元を加算する)以上の所得があった場合、一年間支給を停止します

四、福祉年金の受給権者の配偶者が、年金の対象にならない人として前に掲げた各法によつて六千円以上の年金をもら

一、経路 黒髪神社脇―物見塚の通称林道のみ
二、通行時間 日曜日―終日 平日 十二、〇〇―十三、〇〇
三、〇〇
四、翌日八、三十

年金の請求

福祉年金を受ける権利は、年金を受けられる者が市町村役場を通して県知事に請求し、知事の裁定を得てはじめて発生します。この請求の受付は九月一日からはじまります。本村で福祉

農地を転用するとき
農地を転用する際は、今後次のような規則を厳守して下さい
最近申請者が、転用許可申請中、農業委員会の審議が済んだことを理由に、転用工事に着手する傾向が見受けられるが、こ

の調査では約三〇〇人にのぼります。これ等の方々には直接役場から通知をさしあげることになつていますが、通知がいかんの場合でも自分が該当すると思われれる人は御遠慮なく役場厚生係へおたずね下さい。

のようなことは農地法違反となるので、必ず知事の許可書を受領してから転用工事に着手すると同時に、次図様式による木札を許可受領の日より転用工事完成の日まで、許可地の見易い場所に必ず立て下さい。

木札の様式

| | | | | |
|------|-----|------|----|------|
| 住所氏名 | 年月日 | 指令番号 | 面積 | 使用目的 |
| 転用許可 | | | | |

- 【註】
- 1、本木札の高さは地内一メートル五〇センチ以上とする
 - 2、外本木札の大きさは縦二メートル、横三〇センチとする

自動車登録番号標及び車両番号標の更新

今般規則の一部改正によって旧様式の自動車登録番号標及び車輛番号標(ひらがな文字のもの)は来る昭和三十五年六月三〇日以後無効となります。従つて旧様式の自動車登録番号標及び車輛番号標を表示している自動車の所有者は上記の日までに新様式のもの(ひらがな文字のあるもの)に更新しなければなりません。更新手続は次の通りです。

- 1、提出書類 (1)登録自動車
- 2、提出先 群馬県陸運事務所

「新様式による自動車登録番号交付申請書」所有者の署名押印あるもの
「自動車検査証記入申請書」所有者の署名押印あるもの
「軽自動車」所有者の署名押印あるもの
「軽自動車届出済証記入申請書」所有者の署名押印あるもの
提示するもの
(1)登録自動車 自動車及び自動車の検査証
(2)小型二輪車 自動車検査証
(3)軽自動車 軽自動車届出済証

引揚者給付金の請求を まだしていない方へ

引揚者給付金等支給法の施行以来多くの方がこの法律の規定による給付金の請求をしていますが、まだ請求していない方が、請求手続きの途中です。又、はたして自分が給付金をもらえるかどうか迷っている方もあると思います。

この法律による請求の権利は、来年五月十六日までに行われないと時効によって消滅します。で、せっかくの権利を失わないよう御注意下さい。とくに証拠書類が無い等の理由で請求を中止している方のためには、その後いろいろと申立の方法が示されていますから、ぜひもう一度厚生係までおいで下さい。

なお、この法律による交付金の支給を受けられる引揚者とは、大要次の方です。

- 一、終戦まで引続き六カ月以上外地で生計を営んでいた人で、終戦にともなうて、生活の手段を失い又は外国官憲の命令を受けて止むを得ず帰国した者。なお満州開拓民は終戦までの居住期間が六カ月未満でも良い。
- 二、一のような人で応召、遊学出張中、冠婚葬祭等のため内地に

地に来ていて終戦となり外地へ戻れなくなった者。

- 三、終戦の日に外地にあった者で、1. 終戦の日以後に内地に帰った者。
2. 連軍によって抑留され、3. 中軍軍によって残留を余議なくされ、4. 孤児となって内地に引き揚げることができない等の理由で昭和二十七年四月二十九日以後に内地に帰った者。
- 四、終戦の際外地に居て、終戦により内地に引き揚げること余儀なくされている間に死亡した者(遺族に支給)
- 五、一、二、三の該当者で引き揚げ後死亡し、死亡の時満二十五年以上の者(遺族に支給)

銃砲刀剣類発見届
出について

けん銃や刀剣類は私達の日常生活に必要な物件であるばかりでなく、殺人や強盗等の凶悪犯罪に利用される場合があります。しかもこのような犯罪が最近めだつて多くなり、昨年中は全国に三、九六六件内に八三件の凶悪犯罪が發生しており

※※※※

まして、これらの凶器は何れも暴力団やダレン隊が盗みとったり買受けてかくし持っているのですから油断が出来ません。

また最近高校生や学童の間でも刀剣類を用いた殺傷事件が起きています。起るにやむを得ない防犯上の必要からこのたび銃砲刀剣類等所持取締法に基き県下一斉に発見届出の運動を実施して居りますから、この際進んで警察に届出られるよう望みます。

①けん銃、あいくち、とび出しナイフ。
②けん銃、空気銃、刀、やり、なぎなた。

少年相談所を開設

従来より警察署に防犯相談所及少年相談所を開設し、皆様方の御相談に応じて来ましたが、郡部の方の利用が比較的に少ないので利用者の便を図るため毎月の日程により出張相談所を開設することになりました。からせいでい御利用下さい。

尚渡川警察署においては、いつでも相談に応じております。

- 毎月二十五日
自午前十時(広馬場駐在所)
至正午(山子田駐在所)
- 毎月二十五日
自午後一時(榛東村部長派)
至午後三時(出張所)

多いとしよりの交通事故



みんなてとしよりをいたわりましょう

◇バス転落、四十人重傷
◇追突、二人が重傷、相乗りオートバイ
◇少女はねる

無免許で老人をはねる
こんな暗いニュースが毎日ラジオや新聞で報道されています。

交通事故は多いばかりでなく年々ふえています。このまゝでは、どんなことになるか、恐ろしいことです。統計によると昨年中県内では

死傷者 二、五七五人
損害額 一億十万円です。
被害者を年令別にみると、六才未満 死傷者の数
六一一 二四六人
一三一一 二二七
一六一一 二二七
二〇一一 二二七
二五一一 二二七
三〇一一 二二七
三五一一 二二七
四〇一一 二二七
四五一一 二二七
五〇一一 二二七
五五一一 二二七
六〇才以上 二四七

となっており、中学生の事故

人口の動き (8月1日現在)

| 項目 | 前月末数 | 増加状況 | | | 減少状況 | | | 増減 | 本末数 |
|-----|-------|------|----|----|------|----|----|----|-------|
| | | 転入 | 出生 | 計 | 転出 | 死亡 | 計 | | |
| 男子 | 4,517 | 18 | 11 | 29 | 20 | 3 | 23 | +6 | 4,523 |
| 女子 | 4,284 | 27 | 3 | 30 | 26 | 2 | 28 | +2 | 4,286 |
| 男女計 | 8,801 | 45 | 14 | 59 | 46 | 5 | 51 | +8 | 8,809 |

| 世帯 | 前月末数 | 転入 | 転出 | 増減 | 本末数 |
|----|-------|----|----|-----|-------|
| | | | | | |
| 普通 | 1,470 | 10 | 4 | +60 | 1,476 |
| 準計 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 計 | 1,471 | 10 | 4 | +6 | 1,477 |

九月十五日は老人の日です。お互に注意すると共に老人をいたわりましょう

が少なく六〇才以上の死傷者の数はぐんと多くなっています。又事故を起す運転者の年令は二十才から二十四才までが最高で、年令の高い程少ないです。

寄生虫について

農村に特に多いと言われている寄生虫について、先般或る地区の検便結果を次に示します。

一、検査数 一七三
二、蛔虫 三十一

一、鞭虫 一三
二、蛻虫 一一
三、鉤虫 (一名十二指腸虫) 五四
四、二種類寄生虫を持った人 一人

▽牛乳週間(一日)十月三十日(一日中の適期)

▽酪農経営の発展と国民栄養改善のため、牛乳、乳製品の消費拡大を図る。

▽台風と税金(一日)二十日。台風などで商品や家財に大きな損害を受けた場合災害減免法その他救済措置があることを周知する。

▽性病予防週間(一日)七日。性病に関する科学的な知識の普及と予防について国民各層の意欲を高める。

▽里親、職親を求める運動(一日)三十日。里親、職親制度の趣旨を周知して一般の協力を求める。

▽一九六〇年世界農業センサスの広報(一日)から継続して) 来年二月一日現在で行なわれる農業センサスの趣旨を周知し調査への協力を求める。

▽郵便貯金増強運動(一日)十月三十一日。一國を家庭を明るく築くために「モットー」に地方各団体の協賛を得て運

九月の広報ごよみ

▽動物を推進する。動と子のよい菌のコンクール(中旬)

▽昭和二十九年中に生れた幼児と母親のなから優秀者を選んで表彰する。としよりの日(十五日) 老人の福祉増進、慰問の日。

▽国家公務員中級試験(十五日) 募集要領を周知する。 第八回航空記念日(二十日)

▽記念行事、航空白書の発行を通じて航空思想の高揚を図る。 この子たちの親を捜そう運動(二十日)十月十九日)

▽新聞に写真を掲載するなど広く一般への周知を図る。

▽動物愛護週間(二十三日を中心に一週間) 動物愛護の精神を普及する。

▽働く婦人の福祉運動(上旬) 働く婦人の保護と福祉の増進を、特に職業、雇用上の男女平等を強調する。 身体障害者職業更生週間(上旬)

三種類寄生虫を持った人

一、寄生虫率四十八%でした。(約半数の人に寄生虫が居たわけです) おそらく村中を検査しても同じ様な寄生率を示すのではないかと思います。この様に高い寄生率を示して居りますから、検便をしたり服薬したりして一日も早く之を駆除してからだの健康を守りましょう。

一、寄生虫ではひどくなるとこんな症状が起ります。 腹痛、嘔吐、貧血による眩暈、耳鳴、悪心、顔色蒼白、不定の発熱、労力の低下、敏速活動の不能等色々な障害が起り、放って置きますと容易ならぬ状態となり余病を起す場合も多くありますので注意しなくてはなりません。

一、寄生虫の伝播経路 蛔虫は野菜、風塵から 十二指腸虫は皮膚又は口から 注意し手や野菜を丁寧に洗うこと。 畑へはだして行く事が一番危険です。

★自衛官募集要領

資格 昭和三十五年一月一日現在、十八才以上二十五才未満

受付期間 九月一日～十月十日まで

【注】 細部は役場へ連絡して下さい。

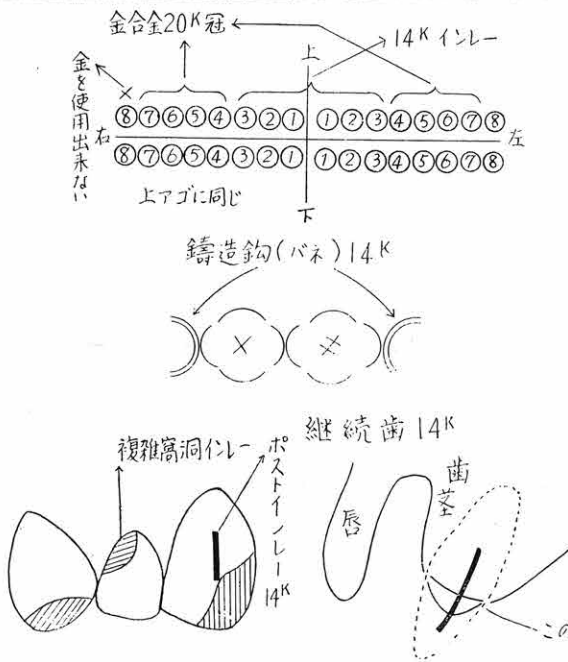
歯科補綴における金の使用について

村では国保事業開始の当初歯科補綴のうち金の使用を制限しておりましたが、本年度から健康に準じてこの制限がなくなりまし。といつてもどの歯にも金が使用出来るのではなく、一定のきまりがあるわけ、被保険者の税をもつてまかなわれ、国保のことでありますから、ある程度限られた範囲になるのも止むを得ないことと言ねばなりません。

それでは一体どれどれに金が使え、また費用の点はどうかと言いますと、大体次のとおりです。

| | |
|---------------------|------|
| 金合金(一四カラット)インレー | 九五点 |
| (1)ポストインレー | 七五点 |
| (2)複雑窩洞金合金(二〇カラット)冠 | 一六〇点 |
| (1)大白歯 | 一三〇点 |
| (2)小白歯 | 八〇点 |
| 鑄造鉤(一四カラット) | 七〇点 |
| 続続歯(一四カラット) | 一三〇点 |

一点の単価は十円でこれに点数を乗じ二分の一を被保険者が負担します。



榛東だより

[第 14 号]

発行所 榛東村役場
浅見和四郎
発行人 浅見善宗
編集人 善宗一
印刷所 マツダ印刷

国民年金制度のしくみ

拠出制を基本として

国民年金制度は拠出制（掛金を補うために無拠出制（掛金をしない制度）を併用するという立て方をとっています。拠出制というものは、あらかじめ間に保険料を掛けておき老令者になったとき、身体障害者になったとき、又は生計中心者の死亡等の事故が起つた時に払い込んで、保険料に応じて年金を受取るという仕組みの制度をいいます。これは自分のことある程度自分で責任をもつという考え方に立つものですが、これだけですと社会保障として

基本名簿縦覧開始

異議申立は期間内に

本年九月十五日現在で調製した基本選挙人名簿を十一月五日から十五日の間村役場に於て一般に縦覧に供しますから、此の間に名簿を見て脱漏又は誤載等に

才以上五十五才までの方、及び学生さんは希望すればこの制度に加入できます。

福祉年金の話

無拠出制の年金を福祉年金といいますが、福祉年金にはお年寄りの貰う老令年金、身体障害者の方が貰う障害福祉年金、母子世帯の方が貰う母子福祉年金の三種類があります。

前にもお話ししたように、この福祉年金は今年の十一月から該当する人達がでくくることになり、そういう方のために九月から役場で受付が開始されています。この年金が実際にとくくのは来年三月で、村にある郵便局を通じて支払が行われます。

老令福祉年金

◎どんなかたが受けられるか
今年の十一月一日で七十才以上の方（明治二十二年十一月一日以前に生れた方）は十一月一日からこの年金を受けることが出来ます。
今年の十一月一日で七十才未満の方は七十才に達したときか

◎無拠出制の二つの種類
無拠出制といつてもくわしくは二通りあります。
一つは拠出制の保険料を納めることができない場合に支給されるものです。保険料の額は三十五才未満の人々は月一〇〇円、それ以上の人々は月一五〇円となつていますが、収入が少ないためこの程度の保険料も納めきれないという方のために特別に考慮された仕組みのものです。

したがってこの無拠出制がはじまるのは当然のことながら拠出制のはじまる昭和三十六年よりは一つは、すでに相当の年輩者であるため拠出制に加入できない方と、拠出制がはじまる前にすでに身体障害とか母子という状態になつてゐる方々のために設けられたもので、これがいよいよ十一月から実施されることになるのです。

この年金を受けることができず、たゞし昭和三十六年四月一日で五十才未満の方は拠出制の年金に加入することになりますので、将来福祉年金は貰えませんが、このとき五十才以上五十五才未満の方は御本人の希望で拠出制の年金に入ること出来ます。来ますから、これに入つた人は六十五才から拠出制の老令年金を貰えますので老令福祉年金の対象にはなりません。

◎配偶者が公的年金を受けている場合、たとえばあなたの夫が恩給をうけているとすればあなたの老令年金は六、〇〇〇円を限度として減額されます。
◎夫婦が共に老令福祉年金を受ける場合
夫婦が共に七十才以上で公的年金をうけていない場合は、両方共老令福祉年金をうけることが出来ますが、その場合はそれぞれ三、〇〇〇円づゝ減額されます。つまり本来ならば夫が二〇〇〇円、妻が一、〇〇〇円、計三、〇〇〇円を支給されるところを夫九、〇〇〇円、妻九、〇〇〇円、計一八、〇〇〇円が夫婦の年金額になります。

◎御本人が公的年金をうけている場合、たとえばその年金額が年一二、〇〇〇円より低いときはその差額だけ支給されます。なお特に恩給については支給権者の順位の問題です。

◎収入がある場合
前にもお話ししましたように福祉年金は全額国の負担である関係上、収入があつてある程度以上恵れた方には御遠慮願う

(次頁へつづく)

ことになりま。たゞこのように収入に保つて認定するよりも生活保護法のように低額所得者を把握するとう意味合のものではなく、ある程度恵れたかたにはこの際御遠慮願いたいたし、その趣旨のものとすからそれはどきどきしいものでないこととは勿論のことです。次にこの程度の収入の方に御遠慮願うかについてお話をいたしますと、

①御本人が前年の所得が一三万円(中学校卒業前の子供があれば子一人につき一五、〇〇〇円)を加算した額をこえる場合。

②御本人の夫(妻)が前年に所得税も納めている場合

③御本人を扶養している方(夫又は妻以外)が前年に年額二三、六〇〇円以上の所得税を納めている場合

以上三つの収入によつて御遠慮願う場合ですが、たとえ②の場合でも、夫が所得税を納めるには概ね一九万円程度以上の所得がなければなりませんし、③の場合には勤労者に例をとつてみれば収入金額五〇万円(扶養家族五人)の人ではじめて該当する程度ですから、これらの所得による制限はそれ程厳しいものではないことがお分り存じます。なお③の扶養義務者が二人以上ある場合でも、これらの人以上の場合合されることなると主たる扶養義務者のみの所得で認定されます。

④七十才以上で身体障害者の場合七十才以上の方で眼が全く見えないとか、両手又は両足が無く

等々の重度の身体障害者になっている方もおられるでし。現在ですてん令福祉年金によっておられる方は老令福祉年金よりむしろ額の多い障害年金の方をお選びになった方がよろしいと思ひます。これは今年の十一月一日現在ですてん右程度に身体障害者になつてから七十才以上の方に限られ、その時以降身体障害者になつてもそれが七十才以上であれば老令福祉年金の方のみ支給され、障害福祉年金は支給されないことになっております。

障害福祉年金

◎どういふ方が受けられるか？
この年金が貰える方は二十才以上の身体障害者の方であつて眼が全く見えな程度耳が全く聞えない程度、或は両手の全部の指がないとか両足の足首以上の程度生活の用を足すことができない程度の身体障害者の方です。けれども結核とか精神障害とかのような内科的の病気で、このような状態にある人は除かれその障害が固定してしまつては又医師の治療をうける必要のなくなった方が対象となるわけです。身体障害の原因の生じた時期によつて次の四つの場合に分けられます。すなわち

(一)にあつては十一月一日において、(二)にあつては二十才になつた日において、(三)にあつては症状が固定した癱疾となつた日において、(四)に日本国民であること、国内に住所があること

(一)が必要であります。
(二)今年の十一月一日においてその以上の障害状態にある二十才以上の(昭和十四年十一月一日以前に生れた人)に支給されます。この場合においてては怪我や病気をした日、又はその病状が固定した癱疾状態となつた日があつて一切無関係であります。
(三)今年の十一月一日において二十才未満の人で、既にそのよくな癱疾状態にあるものが、同日以後二十才となつたときに支給されます。
(四)身体障害の原因となつた怪我や病状などについて始めて医師の診断をうけた日、即ち初診日がある年の十一月一日以前であつて、その日以後にその症状が固定して癱疾状態になつてしまつた人と、初診日が今年四月一日(抛出制年金の保険料の納付が開始される日)前であつて、同様の状況になつた人に支給されます。また癱疾状態になつた日において七十才以上である人は除かれ、老令福祉年金の方のみ支給されます。
これはまだ当分の間該当する人はありませんが、昭和三十六年四月一日において五十才になる方、初診日が昭和三十六年四月一日以後の場合にその負傷、病状などが固定して治療効果が望まなくなつたときに(七十才以上を除く)障害年金が支給されます。以上で障害福祉年金の主な部

分を話したわけですが、障害福祉年金はその初診日において厚生年金保険の初給或は各種共済組合などの被保険者や組合員であつたり、或は現在これらの受給者である場合にはそれ、(一)の制度から年金が貰えますので支給されませんし、また本人の夫(又は妻)や本人を扶養している方にある程度以上の所得がある場合にはその支給が制限されることは前に述べた老令福祉年金と全く同様であります。

母子福祉年金

◎どういふ方が受けられるか？
夫と死別し中学校卒業前の子供をそだてゝいる妻が受けることのできる年金でありまして、これにやう妻には死亡した夫と婚姻の届出をしていなくなつたが事実上婚姻関係と同様ないわゆる内縁関係にあつた妻も含めております。又子はその夫又は妻のいつれかの子であれば良いことになつていきますので、たとえ死亡した夫の先妻の子(まゝ子)とか妻の連れ子であつてもさしつかへありません。たゞこれらの母と子は共に夫の生前中はその夫によつて扶養されていたものでなければなりません。なお、この母子福祉年金は母が生計の中心となつて子を育てている場合に限られますから、母子共に親と兄弟によつて生計の大部分を見て貰つていゝ場合は除外されます。この母子福祉年金は夫の死亡した時期によつて三つに分けることができま。以下それらの場合について説明いたし

ます。現在ですてん母の状態にある方は①をこ覧下さい。③は差當つての問題ではありません。

①夫の死亡した時が今年の十一月一日以前であつて、今年の十一月一日において中学校卒業前の子と暮している妻に対して支給されます。この妻は今年四月一日において二十才以上であることが必要でありますが、夫の死亡した日においての年金は問いがせんで、たゞ次のいずれかに該当しているとき支給されま。

(ア)夫の死亡後に妻がその夫の養子となつてゐるとき。

(イ)夫の死亡後その妻と一緒に生活してゐた子が全部結婚してしまつた時、又はその妻以外のもの、養子になつてゐるとき。

②今年の十一月一日以降昭和三十六年四月一日以前に夫が死亡した二十才から六十才の妻であつて、中学校卒業前の子と暮している者に対して支給されます。

③昭和三十六年四月一日以降に夫が死亡した妻の場合であつて、中学校卒業前の子と暮している者に対して支給されます。たゞこの場合その妻が昭和三十六年四月一日で五十才以上でなければなりませんし、夫の死亡日において六十才以上の方は除かれます。

◎母子福祉年金の支給制限について (次頁へつづく)

家族づれの清遊に、また隣り近所をいあわせての慰安旅行にこの契約した指定旅館を利用しようとするときは、次のような手続をとって下さい。

(1) 保養しようとするときは、少くとも七日前までに役場の国保係へ申出て利用券を受取って下さい。一利用する日は混雑する土、日曜日を除き平日を利用した方がゆくり保養できます。

(2) 利用券を受取ると同時に保養しようとする指定旅館にも電話またはハガキで利用する日時、人員、到着時間、一泊以外のときはその日数等を問合せ下さい。指定旅館からはそれに対する返事があることになっていません。

(3) 利用券は指定旅館に到着したとき、ただちにその旅館にお渡し下さい。もしも都合によってその利用を取消ししようとするときは、前々日までに指定旅館に通知して下さい。指定旅館については利用者が直接旅館に支払って下さい。以上の手続をとらないでいきなり保養指定旅館にいったりすると、旅館に準備がなかつたりあるいはこんごのためにはサビビスがゆきとどかないで、皆様に御迷惑をかけることがないともかぎりませんで、きめられた手続は必ずとるようお願いいたします。



契約旅館名及び利用料一覽表

| 番号 | 温泉地名 | 旅館名 | 電話番号 | 一泊の場合 | 滞在の場合 (半自炊) | 日帰りの場合 | 備考 |
|----|-------|--------|------------|------------------|----------------|------------------|---------------------------|
| 1 | 伊香保温泉 | 玉樹旅館 | 二三二 | 大人 五〇〇円 小人 半額 | | 大人 一〇〇円 小人 半額 | シーズン中 六〇〇円 |
| 2 | " | " | " | " | 二五〇円 | " | " |
| 3 | " | 天笑月善旅館 | 二〇一 | " | " | " | " |
| 4 | " | 福善旅 | 二〇三 | " | " | " | " |
| 5 | " | 観山荘 | 七三六 | " | " | " | " |
| 6 | " | 叶屋 | 一五六 | " | " | " | " |
| 7 | 四万温泉 | 田村館 | 四五 | 大人 五七〇円 小人 半額 | 二〇〇円 | 大人 一〇〇円 小人 半額 | シーズン中 一泊 八〇〇円 半自炊 三〇〇円 |
| 8 | " | 山口館 | 一五 | " | " | " | " |
| 9 | " | 三木館 | 二四 | " | " | " | " |
| 10 | " | 長生館 | 一一 | " | " | " | " |
| 11 | " | 積善館 | 〇二 | " | " | " | " |
| 12 | " | 鐘善館 | 〇二 | " | " | " | " |
| 13 | " | 丸本館 | 七 | 大人 五七〇円 小人 半額 | 二〇〇円 | 大人 一〇〇円 小人 半額 | " |
| 14 | 沢渡温泉 | 丸本館 | 七 | 大人 五七〇円 小人 半額 | 二〇〇円 | 大人 一〇〇円 小人 半額 | " |
| 15 | 草津温泉 | 山本館 | 一九 | 大人 五〇〇円 小人 半額 | 二五〇円 | 大人 八〇〇円 小人 半額 | スキー 一五〇円 |
| 16 | " | ぬし勇旅館 | 一〇六 | 大人 五〇〇円 小人 半額 | " | 大人 八〇〇円 小人 半額 | " |
| 17 | " | 山田屋 | 一七 | 大人 五〇〇円 小人 半額 | " | 大人 八〇〇円 小人 半額 | " |
| 18 | " | 金みどり | 六五 | 大人 五〇〇円 小人 半額 | " | 大人 八〇〇円 小人 半額 | " |
| 19 | 川原湯温泉 | 柏屋旅館 | 九 | 大人 五七〇円 小人 半額 | " | 大人 八〇〇円 小人 半額 | " |
| 20 | 鹿沢温泉 | 鹿沢旅館 | 八 | 大人 五七〇円 小人 半額 | " | 大人 八〇〇円 小人 半額 | " |
| 21 | " | つ鹿鳴や旅館 | 四三 | " | " | " | " |
| 22 | " | 紅葉館 | 一〇 | " | " | " | " |
| 23 | 旧鹿沢温泉 | " | " | " | " | " | " |
| 24 | 鶴谷温泉 | 鶴谷館 | 〇 | 大人 四〇〇円 小人 半額 | 二三〇円 | 大人 六〇〇円 小人 半額 | " |
| 25 | 梨木温泉 | 梨木館 | 七甲 | 大人 六〇〇円 小人 半額 | 二〇〇円 | 大人 六〇〇円 小人 半額 | " |
| 26 | 湯之沢温泉 | 総本家旅館 | 一八〇 一六一 | 大人 五〇〇円 小人 半額 | " | 大人 八〇〇円 小人 半額 | " |
| 27 | " | " | 一八〇 一六一 | 大人 五〇〇円 小人 半額 | " | 大人 八〇〇円 小人 半額 | " |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|-------|-------|------|------|------|-------|------|------|------|------|-------|-------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|------|------|------|------|
| 56 | 55 | 54 | 53 | 52 | 51 | 5049 | 48 | 47 | 46 | 45 | 44 | 43 | 42 | 41 | 40 | 39 | 38 | 37 | 36 | 35 | 34 | 33 | 32 | 31 | 30 | 29 | 28 | |
| 谷川温泉 | 湯檜曾温泉 | | | 磯部敏泉 | | 八塩敏泉 | | | | | 水上温泉 | | 川場温泉 | | | | | | | | | | | | 老神温泉 | | | 上牧温泉 |
| 金盛館 | 林屋旅館 | もちや旅館 | 高橋旅館 | 見晴館 | 長寿館 | 神浦水部館 | 八塩館 | 米屋 | 藤屋 | 山荘 | 蒼海ホテル | 山市屋旅館 | 都旅館 | 漏田館 | 初音館 | 下湯館 | 上明館 | 東秀館 | 東口館 | 山上ホテ | 朝日館 | 太陽館 | 青木館 | 大峰館 | 上牧館 | 辰巳館 | | |
| " | " | 水 | " | " | 磯部 | " | 鬼石 | " | " | " | 水上 | " | 川場 | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | 追貝 | " | 六 | 水上 |
| 二六 | 五〇八 | 上五二六 | 二八 | 七〇 | 一四 | 五三七 | 四〇 | 三二 | 二〇三 | 七四 | 一三七 | 二(甲) | 五 | 一五九 | 二〇七 | 二二八 | 二七四 | 三一四 | 三二一 | 三三六 | 三三六 | 三三六 | 三三六 | 三三六 | 三三六 | 三三六 | 三三六 | |
| " | " | 小大人 | " | " | 小大人 | " | 小大人 | 小大人 | 小大人 | 小大人 | 小大人 | 小大人 | 小大人 | 小大人 | 小大人 | 小大人 | 小大人 | 小大人 | 小大人 | 小大人 | 小大人 | 小大人 | 小大人 | 小大人 | 小大人 | 小大人 | 小大人 | 小大人 |
| " | " | 六〇〇円 | " | " | 五五〇円 | " | 五〇〇円 | 六〇〇円 | 六〇〇円 | 六〇〇円 | 六〇〇円 | 四〇〇円 | 五〇〇円 | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | 五〇〇円 | 五〇〇円 | 八〇〇円 | 六〇〇円 |
| | | | " | " | 二五〇円 | | | | | | | 二五〇円 | 三〇〇円 | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | 二五〇円 | 一五〇円 | | |
| " | " | 小大人 | " | " | 小大人 | " | 小大人 | " | " | " | 小大人 | 小大人 | 小大人 | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | 小大人 | 小大人 |
| " | " | 一五〇円 | " | " | 八〇〇円 | " | 一〇〇円 | " | " | " | 一五〇円 | 六〇〇円 | 八〇〇円 | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | 一〇〇円 | 一〇〇円 |

人口の動き (10月1日現在)

| 項目 | 前月末数 | 増加状況 | | | 減少状況 | | | 増減 | 本月末数 |
|----|-------|------|----|----|------|----|----|-----|-------|
| | | 転入 | 出生 | 計 | 転出 | 死亡 | 計 | | |
| 男 | 4,505 | 9 | 6 | 15 | 16 | 3 | 19 | △4 | 4,501 |
| 女 | 4,286 | 27 | 2 | 29 | 30 | 5 | 35 | △6 | 4,280 |
| 計 | 8,791 | 36 | 8 | 44 | 46 | 8 | 54 | △10 | 87.81 |

| 世帯 | 前月末数 | 転入 | 転出 | 増減 | 本月末数 |
|----|-------|----|----|----|-------|
| | | | | | |
| 準 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 計 | 1.477 | 6 | 8 | △2 | 1.475 |

**火事は消すより
出さぬが肝心**

これからは季節風が強くなり
空気も乾燥して来ます。大丈夫
と思つた取り灰や子供の火遊び
が大火のもと。泥棒強盗は家ま
で持って行きませんが、火事は
全部灰にしてしまいます。
お互に火のもとに注意いたし
ましょう。



レントゲン撮影と血圧測定

今年こそ必ずレントゲンを撮りましょう。私達は知らない間に結核に侵されているかも知れない。

左記の日程により榛東村に住んでいる中学卒業以上の年令の人は全部レントゲンを撮らなければならぬ事になって居ります。隣近所の方を誘い合せて洩れなく出席して下さい。

(日程と場所)

- 十一月二十四日午前十時—正午 長岡地区 第一区公会堂
- 十一月二十五日 " " " " " "
- 十一月二十六日 " " " " " "
- 十一月二十七日 " " " " " "

転居届はその都度 印かん持参役場へ

都合によって住所を変えたり分家したりした時は、すぐ役場へ届け出て下さい。役場には用紙が備えてあって、印を持って来ていたれば即刻係が之を受けて処理いたします。億劫がらずに早く届出を済ませて下さい。其の儘にして置かす事で務に支障を来たすばかりでなく、当人も困る事が起りますし、又他人にも迷惑となる場合がありますから注意して下さい。今迄はとかく忘れ勝の様でしたから、今後は直に実行して下さい。

海外移住の募集

コチア産業組合単独青年 移住者募集

南米ブラジルのサンパウロ州コチア産業組合単独青年移住者の募集は、昭和三十年に始まり現在までに全国から約一、七〇〇名の青年がブラジルのサンパウロ州へ移住しており、本県からも四二名が渡伯し、すでに義務年限も終え独立している者も居りますので、農村の二、三男問題に対し非常に有利な対策で

はないかと思われまます。なお募集締切日、募集数等は左記の通りです。

一、募集締切日及び募集数 十一月十日 五六名 (全国)

二、講習会(会場未定) 十二月一日—十二月三十日迄

三、送日期日 二月、船の予定

四、応募資格 1、身体強健でトラホーム等伝染病のないこと。 2、労働意欲旺盛な農業経験者であること。 3、性質実直で協和性に富むこと。 4、年令満十八才—二十五才まで

五、義務 1、コチア産業組合の指示する農場で組合員である雇主の命ずる労働に四か年就労すること。 2、渡航費は一般移住者の貸付条件にしたがい貸付けられ年利五分五厘、四年据置八か年平均等年賦により償還しなければならぬ。 3、希望者については県の協会を通じ詳報致します。

よつばらい運転を 追放しよう

統計によると、よつばらい運転による事故は、昨年は県下一七〇件もあり、事故原因の第一位を占めています。また、よつばらい運転による事故のいちばん多いのは小型トラックで、

伊勢灣台風の見舞金

九月二十六日の伊勢灣台風に対し本村民生課に寄せられた見舞品目は次の通りでした。

皆様の暖い御気持による品物は早速日赤を通じ現地へ発送いたしました。

| 品目 | 金額 | 数量 | 寄附者 |
|-----|--------|------|---------------|
| 義捐金 | 五〇〇円 | 一〇八冊 | 十八区子供会 |
| 鉛筆 | | 一ダース | 榛東中学校3A |
| 衣類 | | 二〇点 | 相馬原自衛隊 神山厚生課長 |
| 義捐金 | 一、〇〇〇円 | 二羽包 | 榛東村商工会 |
| 衣類 | | 二羽包 | 榛東村商工会 |
| 学用品 | | 二羽包 | 桃井小学校 |
| 衣類 | | 一梱包 | 榛東村役場職員 鈴木百合 |
| 義捐金 | 一、〇〇〇円 | | 榛名女子学園 |
| 義捐金 | 一、六三七円 | | 榛東中学生徒会 |
| 計 | 四、一三七円 | 二点 | 榛東中学生徒会 |

ついで、原動機付自転車、軽自動車、小型乗用車、という順になっていきます。

よつばらい運転は、とかくスピードを出し過ぎるので衝突したりえらいことになります。

米英等ではよつばらい運転の事故には厳罰をもって臨んでおり、ソ連では一生運転を禁止されるというわれています。これに比べると日本の場合は極めて罰が軽く、人をひき殺した場合は

さえ罰金程度ですんだ例もありまます。しかし、最近ではこのような悪質な運転者に対しては、罰金に体刑をあわせて課する傾向が出てきていますが、人命尊重からはむしろ当然のことでしょう。

こんどの改正案でも、よつばらい運転など無謀運転の取締りが重点になっていきます。